

改定後	改定前
<p data-bbox="123 256 383 300">積算シリーズ ①</p> <p data-bbox="331 592 936 643">土地改良工事等標準積算基準</p> <p data-bbox="533 735 725 770">令和5年7月</p> <p data-bbox="504 1350 759 1385">愛知県農業水産局</p> <p data-bbox="504 1417 759 1452">愛知県農林基盤局</p>	<p data-bbox="1144 256 1404 300">積算シリーズ ①</p> <p data-bbox="1375 592 1935 643">土地改良工事標準積算基準</p> <p data-bbox="1554 735 1747 770">令和3年6月</p> <p data-bbox="1525 1417 1780 1452">愛知県農林水産部</p>

目 次

(総則)	1
第1 土地改良工事積算基準等の適用基準	1
第2 数値の表示基準	6
第3 参 考 步 掛	7
1. 既設構造物取壊し	7
2. 試掘工	7
3. 軽油単価適用のための月平均使用量の算定	7
4. 推進工	8
5. 調査業務打合せ歩掛	8
6. 測量業務打合せ歩掛	8
7. 設計業務(頭首工・トンネル・ポンプ場、その他)打合せ歩掛	9
8. 建物等事前(事後)調査歩掛	10
第4 建設副産物の有効利用に関する運用方針について	11
1. 建設副産物の適正処理及び再生資材の利用について	11
2. 建設副産物の設計積算の具体的方法	19

目 次

第1 土地改良工事積算基準等の適用基準	1
第2 数値の表示基準	4
第3 参 考 步 掛	8
1. 既設構造物取りはずし	5
2. アームコ型ゲート据付	5
3. 鉄筋コンクリート板柵工布設	6
4. 境界杭設置歩掛	7
5. 軽油単価適用のための月平均使用量の算定	8
6. 推進工	8
7. 建物等事前(事後)調査歩掛	8
8. ほ場整備事業出来形設計業務	10
9. 計画変更資料作成業務	12
第4 建設副産物の有効利用に関する運用方針について	16
1. 建設副産物の適正処理及び再生資材の利用について	16
2. 建設副産物の設計積算の具体的方法	24
第5 参 考 資 料	28
資料-1. 「近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整について」	28
資料-2. 愛知県農林水産部積算基準取扱要領の一部改訂	32
資料-3. 農林水産部(農地林務関係)設計材料単価決定要領及び運用	39

(総則)

愛知県における土地改良工事等の積算として、愛知県土地改良工事等標準積算基準「積算シリーズA」を策定し、適用するものとする。

第1 土地改良工事積算基準等の適用基準

1. 基本的には農林水産事務次官通知(昭和52年2月14日付け52構改D第24号)「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱の制定について」に基づいて以下のものを準用する。

- 土地改良事業等請負工事積算基準(平成5年2月22日5構改D第49号)
- 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)(平成12年3月24日12構改D第238号)

(1) 上記によるほか、構造改善局長通知に基づいて以下のものを準用する。

- 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準
- 土地改良事業等請負工事標準歩掛
- 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準
- 土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準
- 土地改良事業等請負工事標準歩掛(施設機械)

(2) (1)によるほか、農林水産省農村振興局の以下のものを準用する。

ア. 農林水産省土地改良工事積算基準(土木工事)

- 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛
- 施工パッケージ型積算方式
- 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用
- 土地改良事業等に係る建築請負工事の価格の積算
- 土地改良事業等に係る建築請負工事の価格の積算の運用
- 工事請負契約書第26条の積算上の取扱い
- 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法
- 年度末に発注する国庫債務負担行為に係る工事費の積算

イ. 農林水産省土地改良工事積算基準(施設機械)

- 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)等の運用
- 土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料(施設機械)
- 施工パッケージ型積算方式(施設機械)
- 施設機械設備点検・整備積算基準
- 施設機械設備点検・整備標準歩掛
- 施設機械設備点検・整備積算基準等の運用
- 電気通信設備点検業務積算基準等(参考資料)
- 電気通信設備運転管理業務積算基準(参考資料)
- 設計業務の価格積算基準
- 設計業務標準歩掛(施設機械)
- 設計業務の価格積算基準(施設機械)等の運用

【追加】

第1 土地改良工事積算基準等の適用基準

1. 基本的には農林事務次官通達(昭和52年2月14日付け52構改D第24号)「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱の制定について」に基づいて以下のとおり運用する。

【追加】

- 機能診断業務（施設機械）の積算参考歩掛
- ウ. 農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）
 - 地質、土質調査業務の価格積算基準
 - 地質、土質調査業務市場単価
 - 測量業務の価格積算基準
 - 測量業務標準歩掛
 - 設計業務の価格積算基準
 - 設計業務標準歩掛
 - 現場技術業務の実施要領等
 - 記録映像製作業務の価格積算基準
 - 良質構造物設計施工技術検討業務実施要領
 - 設計業務等の積算参考歩掛
 - 機能診断業務の積算参考歩掛
 - 設計業務等の価格積算基準等の留意事項について
 - 調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価について
 - 測量業務等の機械経費について
- エ. その他
 - 土地改良工事施工歩掛見積要領
 - 土地改良工事数量算出要領（案）
 - 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更
 - 施工箇所が点在する工事の積算方法

2. 社団法人農業農村整備情報総合センターの次のものを参考とする。

- 土地改良工事積算マニュアル（土木工事）

3. 1～2項において、次のとおり字句を読み替えるものとする。

- (1) 農林水産省農村振興局・東海農政局 → 愛知県
- (2) 設計課 → 本庁主務課
- (3) 事業所 → 農林水産事務所
- (4) 国営事業 → 県営事業
- (5) 工事請負契約書 → 愛知県公共工事請負契約款

【追加】

2. 農林水産省農村振興局及び社団法人農業農村整備情報総合センターの次のものを準用する。

取扱基準	開 示	非 開 示
資 料 名	土地改良工事積算基準 （土木工事） 土地改良工事積算基準 （機械経費） 土地改良工事積算基準 （施設機械） 土地改良工事積算基準 （調査・測量・設計） 土地改良工事積算マニュアル （土木工事）	土地改良工事積算参考資料 （施設機械）

3. 前各項中次のとおり字句を読み替えるものとする。

- (1) 農林水産省農村振興局・東海農政局 → 愛知県
- (2) 設 計 課 → 本庁主務課
- (3) 事業所 → 農林水産事務所
- (4) 国営事業 → 県営事業
- (5) その他、県の基準になじまない語 → (1) から (4) に準ずる

(6) その他、県の基準になじまない語 → (1) から (4) に準ずる

4. 1～2項に定めない歩掛は第3参考歩掛又は他公共事業基準、物価資料、見積、実績等の何れかにより決定する。

5. 1～2項にかかわらず次のとおり運用する。

(1) 土地改良事業等請負工事積算基準の運用事項第4 直接工事費の積算 1. 材料費

イ. 材料の価格「新価格を……」は原則として「当初設計価格」をもって設計変更する。

(2) 土地改良事業等請負工事積算基準の運用事項第6 一般管理費等の内容 3. 一般管理費等の算定「……前払金支出割合 40%で……」は次のとおり積算する。

請負代金額	一般管理費補正係数	前払金支出割合区分
200万円未満	1.05	0%から5%以下
200万円以上	1.00	35%から40%以下

ただし、当初積算時は請負代金額を設計金額と読み替え、契約により請負代金額が200万円未満となった場合は変更対応し、土地改良事業等請負工事積算基準等の運用事項質疑第6の4. 一般管理費率の補正 (1) 前払金支出割合による補正 は適用しない。

(3) 間接工事費等を調整する場合の取扱い

随意契約方式が妥当と判断される場合は、平成29年3月17日付、28農検第1033号で通知の「農林水産部発注工事における間接工事費等の調整について」によるものとする。

(4) 土地改良工事積算基準(土木工事)別表3、現場管理費率の補正值、及び共通仮設、別表3、共通仮設費率の補正值の運用

運用にあたり、「山間僻地及び離島」と「中山間地域」の地域分けは以下のとおりとする。

ア. 山間僻地とは、

施工地域が愛知県人事委員会規則における特勤勤務手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる山間地区で別表のとおりとする。

山間僻地該当地区：岡崎市のうち旧額田町、豊田市のうち旧旭町、旧足助町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村、設楽町、東栄町、豊根村、新城市のうち旧鳳来町、旧作手村

イ. 中山間地域とは、

農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域で別表のとおりとする。

4. 前項 2、3 に定めない歩掛は第3参考歩掛又は他公共事業基準、物価資料、見積、実績等の何れかにより決定する。

5. 前項 2、3にかかわらず次のとおり運用する。

(1) 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用事項質疑第4 直接工事費の積算 1 材料費 イ. 材料の価格「新価格を……」は原則として「当初設計価格」をもって設計変更するものとする。

(2) 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用事項質疑第6の3「……前払金支出割合 40%で……」は次のとおり積算するものとする。

設計金額	一般管理費補正係数	前払金支出割合区分
200万円未満	1.05	0%から5%以下
200万円以上	1.00	35%から40%以下

(3) 間接工事費等を調整する場合の取扱い

随意契約方式が妥当と判断される場合は、平成29年3月17日付、28農検第1033号で通知の「農林水産部発注工事における間接工事費等の調整について」(参考資料-1)によるものとする。

(4) 土地改良工事積算基準(土木工事)別表3、現場管理費率の補正值、及び共通仮設、別表3、共通仮設費率の補正值の運用

ア. 山間僻地とは、

：施工地域が人事委員会規則における特勤勤務手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。

山間僻地該当地区：岡崎市のうち旧額田町、豊田市のうち旧旭町、旧足助町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村、設楽町、東栄町、豊根村、新城市のうち旧鳳来町、旧作手村

【追加】

別表

農業地域類型一覽表(平成29年改定)

https://www.maff.go.jp/j/tokei/chihiki_ruikei/setsumei.html

市区町村名	旧市区町村名	第1次分類	備考	区分	
				山間僻地及び離島	中山間地域
岡崎市	竜谷村	3			◎
岡崎市	山中村	3			◎
岡崎市	本宿村	3			◎
岡崎市	河合村	3			◎
岡崎市	常盤村	3			◎
岡崎市	豊富村	4	旧額田町	◎	○
岡崎市	宮崎村	4	旧額田町	◎	○
岡崎市	形埜村	4	旧額田町	◎	○
岡崎市	下山村 2-1	3	旧額田町	◎	○
瀬戸市	品野町	3			◎
豊川市	長沢村	3			◎
豊川市	萩村	3			◎
豊田市	石野村	3			◎
豊田市	松平村	3			◎
豊田市	藤岡町	3			◎
豊田市	小原村	4	旧小原村	◎	○
豊田市	足助町	3	旧足助町	◎	○
豊田市	盛岡村	4	旧足助町	◎	○
豊田市	賀茂村	4	旧足助町	◎	○
豊田市	阿摺村	4	旧足助町	◎	○
豊田市	下山村	4	旧下山村	◎	○
豊田市	下山村 2-2	3	旧下山村	◎	○
豊田市	旭村	4	旧旭町	◎	○
豊田市	三濃村 2-1	3	旧旭町	◎	○
豊田市	稲武町	4	旧旭稲武町	◎	○
西尾市	佐久島村	3		◎	○
西尾市	幡豆町	3			◎
犬山市	池野村	3			◎

農業地域類型コードは、以下のとおりとする。

- 第1次分類 「都市的地域」=1
「平地農業地域」=2
「中間農業地域」=3
「山間農業地域」=4

市区町村名	旧市区町村名	第1次分類	備考	区分	
				山間僻地及び離島	中山間地域
新城市	千郷村	3			◎
新城市	東郷村	3			◎
新城市	舟着村 2-1	4			◎
新城市	八名村	3			◎
新城市	長篠村 2-2	3	旧鳳来町	◎	○
新城市	鳳来寺村 2-2	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	鳳来寺村 2-1	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	長篠村 2-1	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	海老町	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	大野町	3	旧鳳来町	◎	○
新城市	七郷村	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	山吉田村	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	三輪村 2-2	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	船着村 2-2	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	作手村	4	旧作手村	◎	○
南知多町	内海町	3			◎
幸田町	豊坂村	3			◎
設楽町	田口町	4		◎	○
設楽町	段嶺村	4		◎	○
設楽町	名倉村	4		◎	○
設楽町	振草村 2-1	4		◎	○
設楽町	上津具村	4		◎	○
設楽町	下津具村	4		◎	○
東栄町	御殿村	4		◎	○
東栄町	本郷町	3		◎	○
東栄町	下川村	4		◎	○
東栄町	園村	4		◎	○
東栄町	振草村 2-2	4		◎	○
東栄町	三輪村 2-1	4		◎	○
豊根村	豊根村	4		◎	○
豊根村	富山村	4		◎	○

区分欄の◎は採用すべき区分とする。

中山間地域の○は該当するが、山間僻地及び離島区分を採用

【追加】

(5) 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準 運搬費の算定 4 建設機械等の運搬基地及び、仮設材等の運搬の運搬基地は下表のとおりとし、所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。

表 1 建設機械等及び仮設材の運搬基地所在地

機 種 等	所 在 場 所	
大型建設機械 パワーショベル (1.2m ³ 以上)、杭打機 (4 t 以上、45kw 以上)、場所打杭施工機械、トラッククレーン及びクローラークレーン (55 t 吊以上)、ダンプトラック (13.5 t 以上)、コンクリートプラント (0.75m ³ 「28 切」以上)	名古屋市、豊橋市、一宮市、豊田市、岡崎市、津島市、安城市	
橋梁エレクション機械	鋼 橋	県庁、知多建設事務所、東三河建設事務所
	P C 橋	岐阜市、掛川市
その他機械、仮設材	工事現場のある市町村役場 (運搬基地として実績のある旧市町村役場所在地を含む)	

6. 施設機械を土木工事にあわせ発注する場合の取扱

土地改良事業等請負工事積算基準 (施設機械) 等の運用についてにより以下のとおりとする。

土木工事に施設機械設備を一体で発注する場合の施設機械設備工事の積算は、単独工事として、一般管理費等まで積算し、土木工事と合算する。

なお、施設機械設備の積算額は土木工事経費等の対象外とする。

(5) 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準 運搬費の算定 4 建設機械等の運搬基地は別紙表 1 とする。

表 1 建設機械の所在地

機 種	所 在 場 所	
大型建設機械 パワーショベル (1.2m ³ 以上)、杭打機 (4 t 以上、45kw 以上)、場所打杭施工機械、トラッククレーン及びクローラークレーン (55 t 吊以上)、ダンプトラック (13.5 t 以上)、コンクリートプラント (0.75m ³ 「28 切」以上)	名古屋市、豊橋市、一宮市、豊田市、岡崎市、津島市、安城市	
橋梁エレクション機械	鋼 橋	県庁、知多建設事務所、東三河建設事務所
	P C 橋	岐阜市、掛川市
その他機械	工事現場のある市町村役場	

6. 施設機械を土木工事にあわせ発注する場合の取扱

施設機械の製作並びに据付を含む工事については、機械製作者と土木業者とに分離して別件で発注することを原則とするが、特に一括発注する場合は下記要領による。

(1) 一括契約し得る条件

次の 2 項目共に該当する場合とする。

ア. 施設機械の価格 (現場据付費を除く) が少額で、施設機械を除いた純工事費の概ね 30%以下で、かつ総額 1,000 万円以下の場合。

イ. 構造が簡単であり、現場据付は通常土木業者がなしうる程度のものである場合。

(2) 積算方法

ア. 製作価格は 1 品目 300 万円以上のものについては施設機械製作据付工事の価格積算要領による。又 300 万円未満については土木工事の資材価格に準じて積算して差支えない。

イ. 据付工事価格は土地改良事業等請負工事積算基準による。

第2 数 値 の 表 示 基 準

1. 積算書の数値処理

(1) 土地改良工事数量算出要領(案)(土木工事)及び土地改良工事数量算出要領(案)(施設機械工事)

【農林水産省農村振興局整備部設計課】を準用する。

なお、地山の土量換算係数の扱いについては下表を標準とする。

地山の土量換算係数

区分	現場状況	地山の状態	備考
A	耕地、山林	自然状態 (f=1.0)	下記以外の箇所
B	道路(路床、路体) 堤体(ため池等)	締め固めた状態 (f=0.9)	施工時に締め固められた 場所※

ただし、上表により難しい場合は、現場条件に応じて決定する。

※締め固め(転圧)作業の伴わない押土・敷均し程度で完了している場合は、締め固めた状態は適用しない。

(2) 工事価格及び業務価格は1,000円未満切り捨てとする。

2. 材料の損失量

補助版標準積算システムの施工単価を使用する場合は、損失量等が自動的に補正されるので別途損失量等は考慮しない。ただし、特別単価等により直接材料を計上する場合は、「土地改良工事積算基準マニュアル」を参考に適宜損失量等を計上する。

第2 数 値 の 表 示 基 準

1. 積算書の数値処理

土木工事、建築工事とも土地改良工事積算基準を参照。

なお、工事価格、業務価格は1,000円未満切り捨てとする。

2. 材料の損失量

補助版標準積算システムの施工単価を使用する場合は、損失量等が自動的に補正されるので別途損失量等は考慮しない。ただし、特別単価等により直接材料を計上する場合は、「土地改良工事積算基準マニュアル」を参考に適宜損失量等を計上する。

第3 参 考 步 掛

○担当記号
 工事検査 G・・・G、技術管理企画 G・・・A
 かんがい排水 G・・・B、生産基盤・団体営 G・・・C
 環境整備・単県 G・・・D、防災 G・・・E、機構調整 G・・・F

1. 既設構造物取壊し…………… (A)

種 別	歩 掛
硬質塩化ビニル管	布設歩掛の10%

【削除】

第3 参 考 步 掛

○担当記号
 農林検査課・・・A、かんがい排水 G・・・B
 総合整備・団体営 G・・・C、開発整備・農道 G・・・D
 防災 G・・・E、機構調整 G・・・F

1. 既設構造物取りはずし…………… (A)

種 別	歩 掛
(1) コンクリート二次製品類	布設歩掛の50% (標準)
(2) 安全防護柵 鉄鋼小構造物 コルゲートパイプ コルゲートフリューム	

- 備考1. 材料を再利用する場合に適用する。
 2. 現場内における材料の移動(20m以内)手間を含む。
 3. 市場単価に有るものは、市場単価を優先する。

2. アームコ型ゲート据付…………… (A)
(基当り)

管 径	世 話 役	特殊作業員	普通作業員	備 考
250 mmまで	0.5	1.0	0.5	
300	0.5	1.0	1.0	
350	0.5	1.0	1.0	
400	0.5	1.0	1.0	
450	0.5	1.0	2.0	
500	0.5	1.0	2.0	
600	0.5	1.0	2.0	
700	0.5	1.0	3.0	
800	0.5	1.0	3.0	
900	0.5	1.0	3.0	
1000	0.5	1.0	3.0	

- 備考1. 布設に伴う材料の移動手間(20m以内)を含む。
 2. 本表には、人力もしくは手動吊りこみ器具(チェンブロック等)の使用は含まれる。

【削除】

3. 鉄筋コンクリート板柵工布設…………… (A)

本歩掛は、主に雑工事及び補償工事等に適用する。

本体工事等にて大規模に使用する場合は、本庁事業担当と協議する。

鉄筋コンクリート板柵工 (600型) …………… (100m当り)

品名・職種	規格	単価	数量	摘要
R C柵杭	φ100 l=1200	本	100	
//柵板	B=300 t=40 l=1995	枚	150	
控え杭丸太	φ90 l=1200	本	50	
普通作業員		人	12.2	
雑品	労務費の0.5%			
計				

(注) 1. 雑品とは控え取り鉄線 (亜鉛引) を含むものである。

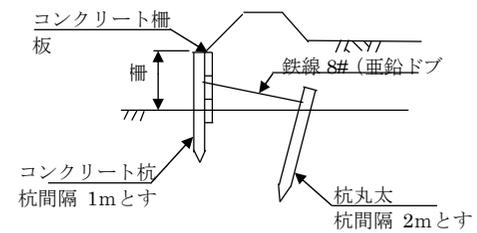
2. 埋戻しは別途計上

鉄筋コンクリート板柵工 (900型) …………… (100m当り)

品名・職種	規格	単位	数量	摘要
R C柵杭	φ100 l=1800	本	100	
//柵板	B=300 t=40 l=1995	枚	200	
控え杭丸太	φ90 l=1200	本	50	
普通作業員		人	22.1	
雑品	労務費の0.5%			
計				

(注) 1. 雑品とは控え取り鉄線 (亜鉛引) を含むものである。

2. 埋戻しは別途計上



【削除】

4. 境界杭設置歩掛…………… (A)

本歩掛は、コンクリート製境界杭（規格：9×9cm程度）の設置に適用する。

表 境界杭設置歩掛

(10本当たり)

杭規格	杭長区分	作業条件	根固めなし		根固めなし + ネームプレート張り		根固めあり		根固めあり + ネームプレート張り	
			世話役	普作	世話役	普作	世話役	普作	世話役	普作
9×9cm 程度	100cm 未満	普通	0.06	0.34	0.06	0.43	0.06	0.39	0.06	0.47
		良好	0.05	0.28	0.05	0.36	0.05	0.32	0.05	0.40
		不良	0.11	0.59	0.11	0.67	0.11	0.63	0.11	0.71
	100cm 以上	普通	0.07	0.40	0.07	0.48	0.07	0.44	0.07	0.53
		良好	0.06	0.32	0.06	0.41	0.06	0.37	0.06	0.45
		不良	0.12	0.68	0.12	0.76	0.12	0.72	0.12	0.81

- (注) 1. 杭は地表面より30cmから40cm程度出すものとする。
 2. 土質が岩の場合には適用できない。
 3. 杭の設置に伴う簡易な測量、床掘、埋戻及び杭の移動手間を含む。
 4. 作業条件の区分は、次による。
 良好：杭の設置間隔が10m未満の場合。
 不良：杭の設置場所が傾斜部で、且つ地山が硬い場合。
 杭の設置間隔が、50m以上の場合。
 普通：上記条件以外の場合。

境界杭設置10本当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
用地境界杭	9×9cm程度	本	10	
ネームプレート		枚	10	必要に応じ計上
根固めコンクリート	二次製品	基	10	必要に応じ計上
世話役		人		表
普通作業員		〃		表
計				

2. 試掘工..... (A)

簡易な試掘の場合における、参考歩掛は以下のとおりとする。

試掘工 (1日当り)

項 目	数 量
土木一般世話役	1.0人
普通作業員	1.0人
バックホウ機械経費 (0.2m ³)	1.0日
ダンプトラック機械経費 (2.0t 積)	1.0日

1日当たりの試掘箇所については、現場状況にあわせて計上するものとする。
ただし、交通誘導員及び仮設費の計上は全体の工種と併せて計上すること。

3. 軽油単価適用のための月平均使用量の算定..... (A)

$$\text{月平均使用量} = \frac{\text{軽油全設計数量} \times 30}{\text{軽油使用日数}}$$

軽油使用日数は、全工期より準備、後片付日数を除いた日数を使用する。なお、これにより難しい場合は、工程表等により算出する。(小数点第1位を四捨五入)

- ①パトロール給油単価 (県統一単価表) 月平均使用量 4k₀未満
- ②小型ローリー渡し単価 (県統一単価表) 月平均使用量 4~20k₀
- ③ローリー渡し単価 (県統一単価表) 月平均使用量 20k₀以上

※機械土工で大量(土砂等)に扱う場合は、特に注意する。

4. 推進工..... (B、F)

土地改良事業等請負工事積算基準等の運用 (平成13年3月22日 農振第1686号 農村振興局整備部長通達) による。

5. 調査業務打合せ歩掛..... (B)

調査業務における打合せ歩掛は、「地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について(平成5年3月25日付け5構改D第156号構造改善局長通知)」による配置人員を補正して下表により計上するものとするが、現場条件及び作業内容等により適宜増減することができる。

配置人員 (単位: 人/日)

職種	主任技師	技師A	技師B
打合せ時期			
着手時	—	1.0	1.0

※ 原則として、中間、成果品納入時は計上しない。

※ 原則として、主任技師は計上しないが、主任技師を打合せに計上する場合は、特別仕様書にその旨を記載する。

【追加】

5. 軽油単価適用のための月平均使用量の算定..... (A)

$$\text{月平均使用量} = \frac{\text{軽油全設計数量} \times 30}{\text{軽油使用日数}}$$

軽油使用日数は、全工期より準備、後片付日数を除いた日数を使用する。なお、これにより難しい場合は、工程表等により算出する。(小数点第1位を四捨五入)

- ①パトロール給油単価 (県統一単価表) 月平均使用量 4k₀未満
- ②小型ローリー渡し単価 (県統一単価表) 月平均使用量 4~20k₀
- ③ローリー渡し単価 (県統一単価表) 月平均使用量 20k₀以上

※機械土工で大量(土砂等)に扱う場合は、特に注意する。

6. 推進工..... (B、F)

土地改良事業等請負工事積算基準等の運用による。

【追加】

※ 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難しい場合は0.5日単位で計上する。

6. 測量業務打合せ歩掛…………… (B)

測量業務における打合せ歩掛は、「測量業務標準歩掛について(平成13年3月29日付け12農振第1973号農村振興局長通知)」による配置人員を補正して下表により計上するものとするが、現場条件及び作業内容等により適宜増減することができる。

配置人員 (単位:人/日)

打合せ時期 \ 職種	測量主任技師	測量技師	測量技師補
着手前	—	1.0	1.0
最終	—	1.0	1.0

※ 原則として、中間は計上しない。

※ 原則として、主任技師は計上しないが、主任技師を打合せに計上する場合は、特別仕様書にその旨を記載する。

※ 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難しい場合は0.5日単位で計上する。

7. 設計業務(頭首工・トンネル・ポンプ場、その他)打合せ歩掛…………… (B)

設計業務(頭首工・トンネル・ポンプ場、その他)における打合せ歩掛は、「設計業務標準歩掛について(平成13年3月29日付け12農振第1974号農村振興局長通知)」による配置人員を補正して下表により計上するものとするが、現場条件及び作業内容等により適宜増減することができる。

配置人員(頭首工・トンネル・ポンプ場) (単位:人/日)

打合せ時期 \ 職種	主任技師	技師A	技師B
着手前	—	1.0	1.0
中間	—	1.5	0.5
最終	—	1.0	1.0

※ 原則として、主任技師は計上しないが、主任技師を打合せに計上する場合は、特別仕様書にその旨を記載する。

※ 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難しい場合は0.5日単位で計上する。

配置人員(その他) (単位:人/日)

打合せ時期 \ 職種	主任技師	技師A	技師B
着手前	—	1.0	1.0
中間	—	0.5	0.5
最終	—	1.0	1.0

【追加】

- ※ 原則として、主任技師は計上しないが、主任技師を打合せに計上する場合は、特別仕様書にその旨を記載する。
- ※ 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難い場合は0.5日単位で計上する。

8. 建物等事前（事後）調査歩掛…………… (A)
 (1) 「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領の制定について(平成14年3月22日付け13農振第3155号農村振興局長通知)」の別記3標準歩掛(用地調査)による。

(2) 打合せ歩掛は、上記標準歩掛を補正して下表により計上するものとするが、現場条件及び作業内容等により適宜増減することができる。

配置人員 (単位：人/日)

打合せ協議 \ 職種	主任技師	技師A	技師B
着手時前	—	1.0	1.0
(中間打合せ)	—	1.0	1.0
成果物納入時	—	1.0	1.0

- ※ 原則として、事前調査時は中間打合せを計上しない。
- ※ 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難い場合は0.5日単位で計上する。

【削除】

7. 建物等事前（事後）調査歩掛…………… (A)
 土地改良事業
 用地調査等請負業務事務処理要領
 平成18年度
 監修 農林水産省農村振興局
 (平成22年4月22日付22海整第240号(用)により一部改正)

8. ほ場整備事業出来形設計業務…………… (C)

- (1) 予算は工事雑費の委託料による。
- (2) 参考歩掛見積要領

1 目的

本見積要領は、県営〇〇事業〇〇地区の出来形設計業務(仮称)の積算の参考とするための作業歩掛を徴集するものである。

2 業務予定位置

〇〇市〇〇地内

3 業務内容

作業項目及び作業内容は、作業項目一覧表に示すものとする。

4 見積対象作業内容

歩掛見積の対象とする作業は、作業項目一覧表の「見積徴集」欄に〇印で示すものとする。

5 作業条件

(1) 業務は、次の工事について出来形のとりまとめを行うものとする。

工事名	工事量	工期	備考
〇〇工事	区画整理〇ha	〇ヶ月程度	
〇〇工事	区画整理〇ha	〇ヶ月程度	

(2) 成果品は、下表のとおりとする。

区分	規格	部数	備考
設計図		1	

数量計算書		1	

6 見積書

見積書は、別添様式を使用するものとする。

作業項目毎に延べ人数（少数点以下第1位まで）を記入するものとする。

出来形設計業務 作業項目一覧表（標準作業例）

作業項目	作業内容	数量	見積対象	参考
1 設計図修正	変更に伴い、計画平面図、横断図、縦断図、構造図等の図面を修正する。	○ 工事分	○	図面修正 (○枚程度)
2 数量計算書修正	変更に伴い、詳細数量計算を行う。	○ 工事分	○	計算書修正 (○枚程度)
3 点検照査取りまとめ	設計図及び数量計算書の点検とりまとめを行う。（報告書作成含む。）	○ 工事分	○	

〇〇〇事業〇〇〇地区 出来形設計業務（仮称）

見積書

（単位：人）

作業項目	数量	職 種					
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1 設計図修正	○工事						
2 数量計算書修正	○工事						
3 点検照査取りまとめ	○工事						

(注) 1 作業内容は、作業項目一覧表のとおりとする。

2 作業項目毎に延べ人数（少数点以下第1位まで）を記入するものとする。

9. 計画変更資料作成業務…………… (C)

(1) 予算は本工事の委託料による。

(2) 参考歩掛見積要領

1 目的

本見積要領は、県営〇〇事業〇〇地区で実施を予定している計画変更資料作成業務（仮称）の積算の参考とするための作業歩掛を徴集するものである。

2 業務予定位置

〇〇市〇〇地内

3 業務内容

作業項目、作業内容及び数量は、作業項目一覧表に示すものとする。

4 見積対象作業内容

歩掛見積の対象とする作業は、作業項目一覧表の「見積徴集」欄に○印で示すものとする。

5 作業条件

【削除】

【削除】

(1) 計画変更の内容

計画変更の内容は、次のとおりである。

1) 地域の変更 (変更後は概算)

工種	地区面積 (ha)				受益面積 (ha)			
	変更前	編入	除外	変更後	変更前	編入	除外	変更後
全体	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

工種	受益者数 (人)			
	変更前	編入	除外	変更後
全体	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

2) 主要工事計画の変更 (変更後は概算)

工種	事業量		事業費 (千円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後
〇〇〇				
〇〇〇				

(2) 経済効果算定について

1) 現行計画の経済効果

現行計画の経済効果の概要は、下表のとおり。

工種	総費用 総便益比	総所得 償還率	増加所得 償還率	効果項目
全体	〇〇	〇〇	〇〇	
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	・〇〇効果 ・〇〇効果
〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	・〇〇効果 ・〇〇効果

2) 関連事業

事業名	施設名	工期	備考 (事業主体)
〇〇〇	〇〇	〇〇 ~ 〇〇	〇〇
〇〇〇	〇〇	〇〇 ~ 〇〇	〇〇

3) CVM調査について

(3) 作業に関する貸与資料

作業に関する貸与資料は、下記のとおりである。

- ・〇〇〇
- ・〇〇〇

(4) 作成資料の内容は、下表の「該当」の欄に○印で示すものとする。

資料名	該当	備考
計画変更審査資料	○	
経済効果算定資料	○	
協議関係資料	○	
土地改良事業変更計画概要書	○	
土地改良事業変更計画書	○	

【削除】

同意者名簿等	○	
〇〇〇		

上表中「計画変更審査資料」の内容は下表のとおりである。

資料名	該当	備考
計画変更理由書	○	
計画変更地区調書	○	
経済効果全体総括表	○	
計画変更説明資料	○	
総事業費変動調書	○	
年度割事業費一覧表	○	
事業計画概要表	○	
事業計画概要図	○	
地区編入・除外調書	○	
地区面積集計表	○	
環境配慮調書	○	
〇〇〇		

6 予定実施期間

〇ヶ月程度

7 見積書

見積書は、別添様式を使用するものとする。

作業項目毎に述べ人数（少数点以下第1位まで）を記入するものとする。

計画変更資料作成業務 作業項目一覧表（標準作業例）

作業項目	標準作業内容	数量	見積対象
1 現地調査	現況を把握し、計画変更資料作成に必要な調査を実施する。	1 地区	○
2 計画変更審査資料作成	(1) 資料の検討 計画変更審査資料作成のための資料収集及貸与資料の内容を把握する。	1 地区	○
	(2) 総事業量及び総事業費の整理 事業計画書・実績報告書・出来高設計書等により、施工済の事業量及び執行済の事業費を整理する。施行予定の計画について、事業量及び事業費を整理して、変更計画の総事業量及び総事業費を把握する。	1 地区	○
	(3) 計画変更審査資料作成 事業計画の変更審査資料を作成する。	1 地区	○
3 経済効果算定	(1) 資料の検討 当該地区の営農計画と関係機関から資料から、経済効果算定に必要な基礎数値を決定する。	1 地区	○
	(2) 経済効果算定 総費用及び総便益額を新効果方式にて求め、総費用総便益比を算定する。	1 地区	○

【削除】

4 協議関係資料作成	(1) 土地利用に係る資料作成 事業計画の変更に伴う、農振対策班会議及び土地利用に係る必要な資料を作成する。	1 地区	○
	(2) 国有地の編入に係る資料作成 事業計画の変更に伴う、国有地の変更編入申請書を作成する。	1 地区	○
5 法手続資料作成	(1) 変更事業計画概要書作成 事業計画の変更手続きに必要な土地改良事業変更計画概要書（添付図面含む）を作成する。	1 地区	○
	(2) 変更事業計画書作成 事業計画の変更手続きに必要な土地改良事業変更計画書（添付図面含む）を作成する。	1 地区	○
	(3) 同意書名簿等作成 同意書名簿等（集計表、同意書、不同意者調書等）を作成する。	1 地区	○
6 点検照査とりまとめ	計画変更に必要な資料の点検・照査・取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 地区	○

作業項目は、必要な項目を計上する。

○○○事業○○○地区 計画変更資料作成業務（仮称）

見積書

（単位：人）

作業項目	数量	職 種					
		技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
1 現地調査	1 地区						
2 計画変更審査資料作成							
(1) 資料の検討	1 地区						
(2) 総事業量及び総事業費の整理	1 地区						
(3) 計画変更審査資料作成	1 地区						
3 経済効果算定							
(1) 資料の検討	1 地区						
(2) 経済効果算定	1 地区						
4 協議関係資料作成							
(1) 土地利用に係る資料作成	1 地区						
(2) 国有地の編入に係る資料作成	1 地区						
5 法手続資料作成							
(1) 変更事業計画概要書作成	1 地区						
(2) 変更事業計画書作成	1 地区						
(3) 同意書名簿等作成	1 地区						
6 点検照査りまとめ	1 地区						

(注) 1 作業内容は、作業項目一覧表のとおりとする。

2 作業項目毎に延べ人数（小数点以下第1位まで）を記入するものとする。

第4 建設副産物の有効利用に関する運用方針について

(土砂等の利用と処理に関する基本的方針及び留意事項 令和4年7月6日改正の内容を掲載)

1. 建設副産物の適正処理及び再生資材の利用について……………(G)

1. 基本的方針

(1) 基本的方針

建設工事における土砂等の利用及び処理に当たっては、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成14年5月30日付国官総第122号他)、「リサイクル原則化ルール」(平成18年6月12日付国官技第47号他)、「発生土利用基準」(平成18年8月10日付国官技第112号他)、及び「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に従って、現場で発生する土砂等の適正な利用の促進に努めるとともに、利用できないものについては適正に処分するものとする。

(2) 土砂等の利用順序(別添「土砂等の利用方法検討フロー図」を参照)

土砂等の利用に当たっては、原則として、経済性にかかわらず、以下に示す順序で、「2. 利用に関する留意事項」に従い利用方法を検討し、利用するものとし、新材(新規購入土砂)の利用は極力控えるものとする。

- ① 現場内利用(当該現場で発生する土砂の利用)
- ② 工事間利用(他の建設工事現場で発生する土砂の利用)
- ③ 貯留土利用※
- ④ 改良土利用
- ⑤ 再生骨材等利用(埋め戻し材等、土砂の代替として利用できる場合のみ)
- ⑥ 新材(新規購入土砂)利用

※愛知県の貯留土検索ファイルに登録されている貯留土をいう。

(3) 土砂等の処理順序(別添「土砂等の処理方法検討フロー図」を参照)

建設工事に伴い発生する土砂等の処理に当たっては、原則として、経済性にかかわらず、以下に示す順序で、「3. 処理に関する留意事項」に従い処理方法を検討し、処理するものとする。

- ① 現場内利用(当該現場での利用)
- ② 工事間利用(他工事の現場への利用)
- ③ 貯留指定地※への搬出
- ④ 民間処分地(土質改良プラント、最終処分地を含む)への搬出

※愛知県の貯留土検索ファイルに登録されている貯留指定地をいう。

(4) 指定処分の徹底

建設発生土の搬出先の明確化を図るため、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する指定処分を徹底し、自由処分を行ってはならない。

(5) 積算上の対応

工事発注に際しては、建設発生土の利用及び処分に関する条件を特記仕様書に明示するとともに、運搬費、処分費等の必要な経費を適切に計上すること。

また、施工段階において当初の利用方法、処理方法が困難となり、変更の必要が生じた場合は「2. 利用

第4 建設副産物の有効利用に関する運用方針について

(平成25年11月25日付25農検第624号の内容を掲載)

1. 建設副産物の適正処理及び再生資材の利用について

1. 基本的方針

(1) 基本的方針

建設工事における土砂等の利用及び処理に当たっては、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成14年6月18日付14地第292号)、「リサイクル原則化ルール」(平成18年6月12日付国官技第47号他)、「発生土利用基準」(平成18年8月10日付国官技第112号他)、及び「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に従って、現場で発生する土砂等の適正な利用の促進に努めるとともに、利用できないものについては適正に処分するものとする。

(2) 土砂等の利用順序(別添「土砂等の利用方法検討フロー図」を参照)

土砂等の利用に当たっては、原則として、経済性にかかわらず、以下に示す順序で、「2. 利用に関する留意事項」に従い利用方法を検討し、利用するものとし、新材(新規購入土砂)の利用は極力控えるものとする。

なお、材料の使用にあたっては、構造上必要な性能を確保すること。

- ① 現場内利用(当該現場で発生する土砂の利用)
- ② 工事間利用(他の建設工事現場で発生する土砂の利用)
- ③ 貯留土利用※
- ④ 改良土利用
- ⑤ 再生骨材等利用(埋め戻し材等、土砂の代替として利用できる場合のみ)
- ⑥ 新材(新規購入土砂)利用

※愛知県の貯留土検索ファイルに登録されている貯留土をいう。

(3) 土砂等の処理順序(別添「土砂等の処理方法検討フロー図」を参照)

建設工事に伴い発生する土砂等の処理に当たっては、原則として、経済性にかかわらず、以下に示す順序で、「3. 処理に関する留意事項」に従い処理方法を検討し、処理するものとする。

- ① 現場内利用(当該現場での利用)
- ② 工事間利用(他工事の現場への利用)
- ③ 貯留指定地※¹への搬出
- ④ 民間処分地(土質改良プラント、最終処分地を含む)への搬出

※愛知県の貯留土検索ファイルに登録されている貯留指定地をいう。

(4) 積算上の対応

工事発注に際しては、積算における必要な経費の計上や積算上の条件明示等を適切に行うものとする。

また、施工段階において当初の利用方法、処理方法が困難となり、変更の必要が生じた場合は「2. 利用に関する留意事項」、及び「3. 処理に関する留意事項」に従い適切に変更対応するものとする。

に関する留意事項」、及び「3. 処理に関する留意事項」に従い適切に変更対応するものとする。

2. 利用に関する留意事項

(1) 現場内利用（当該現場で発生する土砂の利用）

- ① 建設工事における土砂の利用に当たっては、「発生土利用基準」に従い、可能な限り当該現場で発生する土砂を利用する。
- ② 当該現場内において土砂の発生時期と利用時期が合わない場合は、当該現場内または現場から10km^{※1}の範囲内のできるだけ近傍で、一時仮置きできるストックヤード^{※2}が確保できれば、仮置きして利用するものとし、仮置きによる現場内利用ができなければ(2) 工事間利用を検討する。
- ③ 土質等が利用用途に合わない場合は、原則として、当該現場内^{※3}で所要の土質等に改良を行うことが可能^{※4}であれば、土質改良^{※5}して利用する^{※6}ものとし、土質改良による現場内利用ができなければ(2) 工事間利用を検討する。

【補足説明】

- ※1 現場で発生する土砂はできるだけ現場で利用するという排出抑制の観点、及び一定の経済性を考慮し、10km以内とする。
- ※2 一時仮置きできるストックヤードは、事業用地や請負業者の土場、資材置場の他、一時仮置き目的の借地によるものを含む。仮置きが可能かどうかはストックヤード周辺の環境への影響も考慮して判断する。
- ※3 現場で発生する土砂の発生抑制、有効利用の観点から土質が合わない場合は土質改良をしてでも利用することが望ましい。現場外で土質改良する方法もあるが、当面、当該現場内で土質改良が可能な場合のみ土質改良して利用することとする。ただし、別に理由がある場合は一定の経済性を考慮のうえ、現場外で土質改良して利用することができることとする。
- ※4 土質改良ができる作業ヤードの確保、及び土質改良作業による周辺環境への影響を考慮して判断する。
- ※5 含水比低下（水切り、天日乾燥、良質土混合）、粒度調整（ふるい選別、良質土混合）、安定処理等により所要の品質等を満たす土砂に改良することをいう。
- ※6 土質改良して利用する際は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（平成13年4月20日国官技第16号他）により六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認する。また、これに必要な試験費用等の経費は適切に計上する。（セメント及びセメント系固化材とはセメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいう）

(2) 工事間利用（他の建設工事現場で発生する土砂の利用）

- ① 当該現場で発生する土砂が利用できない場合は、「リサイクル原則化ルール」に従い、当該現場から50kmの範囲内のできるだけ近傍で、他の建設工事現場（民間建設工事^{※1}を含む）で発生する土砂があれば、受入時期、土質等を考慮したうえで、これを利用する。
- ② 土砂利用量が500m³以上の工事^{※2}については、原則として、（一財）日本建設情報総センター（JACIC）が運営している建設発生土情報交換システム（以下「システム」という）に登録し、システムにより他の建設工事現場で発生する土砂を検索し、できるだけ調整のうえ、これを利用する。
- ③ 土砂利用量が500m³未満の工事^{※3}でも必要があれば、システムを利用して検索する。また、システム以外であっても他の建設工事現場（民間建設工事を含む）で発生する土砂の工事間利用が調整できた場合はその土砂を利用することができる。
- ④ 他の建設工事現場における土砂の発生時期と当該現場における利用時期が合わない場合は（1）-②に準

2. 利用に関する留意事項

(1) 現場内利用（当該現場等で発生する土砂の利用）

- ① 建設工事における土砂の利用に当たっては、「発生土利用基準」に従い、可能な限り当該現場で発生する土砂を利用する。
- ② 当該現場内において土砂の発生時期と利用時期が合わない場合は、当該現場内または現場から10km^{※1}の範囲内のできるだけ近傍で、一時仮置きできるストックヤード^{※2}が確保できれば、仮置きして利用するものとし、仮置きによる現場内利用ができなければ(2) 工事間利用を検討する。
- ③ 土質等が利用用途に合わない場合は、原則として、当該現場内^{※3}で所要の土質等に改良を行うことが可能^{※4}であれば、土質改良^{※5}して利用する^{※6}ものとし、土質改良による現場内利用ができなければ(2) 工事間利用を検討する。

【補足説明】

- ※1 現場で発生する土砂はできるだけ現場で利用するという排出抑制の観点、及び一定の経済性を考慮し、10km以内とする。
- ※2 一時仮置きできるストックヤードは、事業用地や請負業者の土場、資材置場の他、一時仮置き目的の借地によるものを含む。仮置きが可能かどうかはストックヤード周辺の環境への影響も考慮して判断する。
- ※3 現場で発生する土砂の発生抑制、有効利用の観点から土質が合わない場合は土質改良をしてでも利用することが望ましい。現場外で土質改良する方法もあるが、当面、当該現場内で土質改良が可能な場合のみ土質改良して利用することとする。ただし、別に理由がある場合は一定の経済性を考慮のうえ、現場外に搬出する際の土砂が建設発生土に該当する場合に限り現場外で土質改良して利用することができることとする。
- ※4 土質改良ができる作業ヤードの確保、及び土質改良作業による周辺環境への影響を考慮して判断する。
- ※5 含水比低下（水切り、天日乾燥、良質土混合）、粒度調整（ふるい選別、良質土混合）、安定処理等により所要の品質等を満たす土砂に改良することをいう。
- ※6 土質改良して利用する際は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（平成13年4月20日国官技第16号他）により六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認する。また、これに必要な試験費用等の経費は適切に計上する。（セメント及びセメント系固化材とはセメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいう）

(2) 工事間利用（他の建設工事現場で発生する土砂の利用）

- ① 当該現場で発生する土砂が利用できない場合は、「リサイクル原則化ルール」に従い、当該現場から50kmの範囲内のできるだけ近傍で、他の建設工事現場（民間建設工事^{※1}を含む）で発生する土砂があれば、受入時期、土質等を考慮したうえで、これを利用する。
- ② 土砂利用量が500m³以上の工事^{※2}については、原則として、（一財）日本建設情報総センター（JACIC）が運営している建設発生土情報交換システム（以下「システム」という）に登録し、システムにより他の建設工事現場で発生する土砂を検索し、できるだけ調整のうえ、これを利用する。
- ③ 土砂利用量が500m³未満の工事^{※3}でも必要があれば、システムを利用して検索する。また、システム以外であっても他の建設工事現場（民間建設工事を含む）で発生する土砂の工事間利用が調整できた場合はその土砂を利用することができる。
- ④ 他の建設工事現場における土砂の発生時期と当該現場における利用時期が合わない場合は（1）-②に準

じた仮置きによる工事間利用を、土質等が利用用途に合わない場合は(1)～③に準じた土質改良による工事間利用を行うものとし※4、仮置きまたは土質改良による工事間利用ができない場合は(3)貯留土利用を検討する。

【補足説明】

- ※1 民間建設工事からの利用の場合は、土質や土壤環境基準等、品質に十分留意するとともに民間建設工事側と十分な調整を行い利用する。民間建設工事の建設発生土の情報は、建設発生土の官民有効利用マッチングシステムを利用して検索する。
- ※2 毎年度、実施している公共工事土量調査（中部地方建設副産物対策連絡協議会として実施している建設発生土等の搬出入状況調査）においては、原則として、500 m³以上の土砂搬入工事は建設発生土情報交換システムへの登録対象になっている。
- ※3 500 m³未満の土砂搬入工事は登録対象にはなっていないが、必要があればシステムを利用して検索する。
- ※4 工事間利用において他の建設工事現場で発生する土砂を探す際は、当該工事において現場内または現場から10 kmの範囲内で仮置きできるか、または当該現場内で土質改良を行うことができるかについても検討する。時期調整または土質改良を考慮したうえで、他の建設工事現場で発生する土砂を探し、可能であれば、工事間利用を行う。

(3) 貯留土利用

- ① 工事間利用ができない場合は、愛知県の貯留土検索ファイルを利用して検索し、当該現場から20 km※1の範囲内に貯留土があれば、土質等を考慮したうえで、これを利用※2する。
- ② 貯留土の土質等が合わない場合や貯留土がない場合など、貯留土の利用ができない場合は(4)改良土利用を検討する。

【補足説明】

- ※1 現在、貯留土の利用範囲として運用されている20 kmの範囲内とする。（「平成11年10月6日付土管台424号「建設発生土の有効利用について（通知）」より）
- ※2 貯留土を利用する場合は、貯留土単価（現着単価）を設計書で計上する。

(4) 改良土利用（建設汚泥処理土の利用を含む）

- ① 貯留土の利用ができない場合は、当該現場から50 km※1の範囲内に土質改良プラントで製造される改良土または再資源化施設で製造される建設汚泥処理土があれば、土質等を考慮したうえで、これを利用する※2。ただし、埋め戻し材※3として利用する場合は当該現場から20 km※4の範囲内とする。
- ② ①の範囲内で利用用途に合う改良土または建設汚泥処理土がない場合は(5)再生骨材等利用を検討する。
- ③ 利用用途に合う改良土、建設汚泥処理土が複数ある場合は、経済性を考慮して選定する。
- ④ 平成14年7月10日付事務連絡に従い、下記の対象地域においては名古屋西部ソイルリサイクル（株）の改良土を優先して利用する。

(対象地域)

- ・ 海部建設事務所管内全域
- ・ 尾張建設事務所管内の一部
(名古屋市、清須市内、北名古屋市)

た仮置きによる工事間利用を、土質等が利用用途に合わない場合は(1)～③に準じた土質改良による工事間利用を検討するものとし※4、仮置きまたは土質改良による工事間利用ができない場合は(3)貯留土利用を検討する。

【補足説明】

- ※1 民間建設工事からの利用の場合は、土質や土壤環境基準等、品質に十分留意するとともに民間建設工事側と十分な調整を行い利用する。
- ※2 毎年度、実施している公共工事土量調査（中部地方建設副産物対策連絡協議会として実施している建設発生土等の搬出入状況調査）においては、原則として、500 m³以上の土砂搬入工事は建設発生土システムへの登録対象となる。
- ※3 500 m³未満の土砂搬入工事は登録対象にはなっていないが、必要があればシステムを利用して検索する。
- ※4 工事間利用において他の建設工事現場で発生する土砂を探す際は、当該工事において現場内または現場から10 kmの範囲内で仮置きできるか、または当該現場内で土質改良を行うことができるかについても検討する。時期調整または土質改良を考慮したうえで、他の建設工事現場で発生する土砂を探し、可能であれば、工事間利用を行う。
- ※5 システムへの登録は、公共工事土量調査入力システム（国土交通省ホームページからダウンロード）によりデータ作成を行い、国土交通省経由でデータを送付し、システムに登録される。

(3) 貯留土利用

- ① 工事間利用ができない場合は、愛知県の貯留土検索ファイルを利用して検索し※1、当該現場から20 km※2の範囲内に貯留土があれば、土質等を考慮したうえで、これを利用する。
- ② 貯留土の土質等が合わない場合や貯留土がない場合など、貯留土の利用ができない場合は(4)改良土利用を検討する。

【補足説明】

- ※1 (財)愛知県都市整備協会が運営する建設技術情報交換ネットワークシステムの中のデータライブラリにある貯留土検索ファイルをダウンロードして登録されている貯留土を検索する。
- ※2 現在、貯留土の利用範囲として運用されている20 kmの範囲内とする。この運用は平成11年10月6日付11土管第424号土木部長通知「建設発生土の有効利用について」による。

(4) 改良土利用（建設汚泥処理土の利用を含む）

- ① 貯留土の利用ができない場合は、当該現場から50 km※1の範囲内に土質改良プラントで製造される改良土または再資源化施設で製造される建設汚泥処理土があれば、土質等を考慮したうえで、これを利用する※2。ただし、埋め戻し材※3として利用する場合は当該現場から20 km※4の範囲内とする。
- ② ①の範囲内で利用用途に合う改良土または建設汚泥処理土がない場合は(5)再生骨材等利用を検討する。
- ③ 利用用途に合う改良土、建設汚泥処理土が複数ある場合は、経済性を考慮して選定する。
- ④ 下記の対象地域においては愛知県建設部設計単価表にある名古屋西部ソイルリサイクル（株）の改良土の利用についても検討する。

(対象地域)

- ・ 海部建設事務所管内全域
- ・ 尾張建設事務所管内の一部
(名古屋市、清須市内、北名古屋市)

<p>・ 一宮建設事務所管内の一部 (一宮市内の名神高速道路より南側、稲沢市内)</p> <p>【補足説明】</p> <p>※1 リサイクル原則化ルールにおける建設発生土、建設汚泥処理土と同様の扱いとし、50kmの範囲内とする。 建設工事に伴い発生する土砂等の有効利用促進のため、新材利用はできるだけ避ける必要があり、現場内利用、工事間利用、貯留土利用ができない場合は、50kmの範囲内で利用用途に合う改良土があれば利用することとしている。しかし、改良土利用については相応の費用となるため、安易に改良土利用とするのではなく、でき得る限り前段の現場内利用、工事間利用、貯留土利用を検討した上でやむを得ない場合に改良土利用とする。</p> <p>※2 セメント及びセメント系固化材等を使用した改良土を利用する場合は、(1)現場内利用の補足説明※6のとおりとする。</p> <p>※3 管路基礎材を含む。</p> <p>※4 建設工事に伴い発生する土砂等の有効利用促進を図るため、改良土も含め建設工事で発生した土砂をできるだけ利用することが望ましいが、埋め戻し材としては他に再生骨材等の利用が考えられ、ケースによっては再生骨材等の方が経済的となることもある。このため、埋め戻し材として利用する場合には、改良土の利用を優先とするものの、一定の経済性も考慮し、貯留土利用と同様の20kmの範囲内で改良土を利用することとする。</p> <p>(5) 再生骨材等利用(埋め戻し材等、土砂の代替として利用できる場合のみ)</p> <p>① 改良土の利用ができない場合は、「リサイクル原則化ルール」に従い、当該現場から40kmの範囲内に再資源化施設で製造される再生骨材等(再生クラッシャーラン、再生砂※1等(建設汚泥処理土は除く))があれば、利用用途に要求される品質等を考慮したうえで、これを利用する。</p> <p>② 利用用途に合う再生骨材等が複数ある場合は、経済性を考慮して選定する。</p> <p>【補足説明】</p> <p>※1 再生コンクリート砂については「公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について」(平成19年10月11日付国官技第181号他)により、特定の箇所で使用するには六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壌環境基準以下であることを確認する。また、これに必要な試験費用等の経費は適切に計上する。</p> <p>(6) 新材(新規購入土砂)利用</p> <p>① (1)～(5)のいずれも利用できない場合は、やむを得ず新材(新規購入土砂)を利用するものとする。この場合、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」第9条により、「リサイクル阻害要因説明書」を作成しなければならない。</p> <p>3. 処理に関する留意事項 (1) 現場内利用(当該現場での利用)</p>	<p>・ 一宮建設事務所管内の一部 (一宮市内の名神高速道路より南側、稲沢市内)</p> <p>【補足説明】</p> <p>※1 リサイクル原則化ルールにおける建設発生土、建設汚泥処理土と同様の扱いとし、50kmの範囲内とする。 建設工事に伴い発生する土砂等の有効利用促進のため、新材利用はできるだけ避ける必要があり、現場内利用、工事間利用、貯留土利用ができない場合は、50kmの範囲内で利用用途に合う改良土があれば利用することとしている。しかし、改良土利用については相応の費用となるため、安易に改良土利用とするのではなく、でき得る限り前段の現場内利用、工事間利用、貯留土利用を検討した上でやむを得ない場合に改良土利用とする。</p> <p>※2 セメント及びセメント系固化材等を使用した改良土を利用する場合は、(1)現場内利用の補足説明※6のとおりとする。</p> <p>※3 管路基礎材を含む。(固化の可能性がある改良土は、農業用水管では集中荷重(点支持)になり管体及び継ぎ手に悪影響が考えられるため、管基礎には当面の間使用しないものとする。)</p> <p>※4 建設工事に伴い発生する土砂等の有効利用促進を図るため、改良土も含め建設工事で発生した土砂をできるだけ利用することが望ましいが、埋め戻し材としては他に再生骨材等の利用が考えられ、ケースによっては再生骨材等の方が経済的となることもある。このため、埋め戻し材として利用する場合には、改良土の利用を優先とするものの、一定の経済性も考慮し、貯留土利用と同様の20kmの範囲内で改良土を利用することとする。</p> <p>(5) 再生骨材等利用(埋め戻し材等、土砂の代替として利用できる場合のみ)</p> <p>① 改良土の利用ができない場合は、「リサイクル原則化ルール」に従い、当該現場から40kmの範囲内に再資源化施設で製造される再生骨材等(再生クラッシャーラン、再生砂※1、2等(建設汚泥処理土は除く))があれば、利用用途に要求される品質等を考慮したうえで、これを利用する。</p> <p>② 利用用途に合う再生骨材等が複数ある場合は、経済性を考慮して選定する。</p> <p>【補足説明】</p> <p>※1 再生コンクリート砂については「公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について」(平成19年10月11日付国官技第181号他)により、特定の箇所で使用するには六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壌環境基準以下であることを確認する。また、これに必要な試験費用等の経費は適切に計上する。</p> <p>※2 コンクリート塊やアスファルトコンクリート塊を原材料とする再生骨材等は、農業用水管では固化により集中荷重(点支持)になる可能性や、製造過程で混入金属等を除去しきれない可能性により管体及び継ぎ手に悪影響が考えられるため、管基礎には当面の間使用しないものとする。</p> <p>(6) 新材(新規購入土砂)利用</p> <p>① (1)～(5)のいずれも利用できない場合は、やむを得ず新材(新規購入土砂)を利用するものとする。この場合、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」第12条により、「リサイクル阻害要因説明書」を作成しなければならない。</p> <p>3. 処理に関する留意事項 (1) 現場内利用(当該現場での利用)</p>
--	---

- ① 建設工事に伴い発生する土砂等については、「発生土利用基準」に従い、可能な限り当該現場で利用する。
- ② 当該現場内において土砂の発生時期と利用時期が合わない場合または土質等が利用用途に合わない場合は、2. (1) 現場内利用における②時期が合わない場合、③土質等が合わない場合と同じ扱いとし、現場内利用ができなければ(2) 工事間利用を検討する。

(2) 工事間利用 (他の建設工事現場への利用)

- ① 当該現場での利用ができない場合は、「リサイクル原則化ルール」に従い、当該現場から50kmの範囲内のできるだけ近傍で、土砂を必要とする他の建設工事現場 (民間建設工事を含む) ※1があれば、利用側と受入時期、土質等を調整したうえで、その工事現場へ搬出する※2。
- ② 土砂搬出量が1,000 m³以上の工事※3については、原則として、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が運営している建設発生土情報交換システム (以下「システム」という) に登録し、システムにより土砂を必要とする他の建設工事を検索し、できるだけ調整のうえ、その現場へ搬出する。
- ③ 土砂搬出量が1,000 m³未満※4の工事でも必要があれば、システムを利用して検索する。また、システム以外であっても土砂を必要とする他の建設工事 (民間建設工事を含む) と工事間利用が調整できた場合はその現場へ搬出することができる。
- ④ 受入時期、土質等の調整が困難で、工事間利用ができない場合は、(3) 貯留指定地への搬出を検討する。

【補足説明】

- ※1 他の建設工事については公共工事を優先とする。民間建設工事の建設発生土の情報は、建設発生土の官民有効利用マッチングシステムを利用して検索する。
- ※2 利用側が受入時期調整のために一時仮置きして利用する場合、土質調整のために土質改良して利用する場合は、一時仮置きまたは土質改良を行うストックヤードへ搬出する。ストックヤードは当該現場から50kmの範囲内とする。
- ※3 毎年度、実施している公共工事土量調査 (中部地方建設副産物対策連絡協議会として実施している建設発生土等の搬出状況調査) においては、原則として、1,000 m³以上の土砂搬出工事は建設発生土情報交換システムへの登録対象となっている。
- ※4 1,000 m³未満の土砂搬出工事は登録対象にはなっていないが、必要があればシステムを利用して検索する。

(3) 貯留指定地への搬出

- ① 工事間利用ができない場合は、愛知県の貯留土検索ファイルを利用して検索し、当該現場から20km※1の範囲内に貯留指定地があり、搬出する土砂等の土質区分※2が第1種～第3種建設発生土であれば、貯留指定業者※3と調整のうえ、貯留指定地へ搬出※4する。
- ② 貯留指定地がない場合や貯留指定業者との調整がつかず、貯留指定地への搬出ができない場合は民間処分地 (土質改良プラント、最終処分地を含む) へ搬出する。

【補足説明】

- ※1 貯留土の利用範囲として運用されている20kmを準用する。
- ※2 「発生土利用基準」の土質区分基準により区分された発生土の土質区分。
- ※3 愛知県に貯留指定地として登録された土地を保有する業者をいう。
- ※4 貯留指定地へ搬出する場合は、「建設発生土処理費」を設計書に計上する。

- ① 建設工事に伴い発生する土砂等については、「発生土利用基準」に従い、可能な限り当該現場で利用する。
- ② 当該現場内において土砂の発生時期と利用時期が合わない場合または土質等が利用用途に合わない場合は、2. (1) 現場内利用における②時期が合わない場合、③土質等が合わない場合と同じ扱いとし、現場内利用ができなければ(2) 工事間利用を検討する。

(2) 工事間利用 (他の建設工事現場への利用)

- ① 当該現場での利用ができない場合は、「リサイクル原則化ルール」に従い、当該現場から50kmの範囲内のできるだけ近傍で、土砂を必要とする他の建設工事現場 (民間建設工事を含む) ※1があれば、利用側と受入時期、土質等を調整したうえで、その工事現場へ搬出する※2。
- ② 土砂搬出量が1,000m³以上の工事※3については、原則として、システムに登録し、システムにより土砂を必要とする他の建設工事を検索し、できるだけ調整のうえ、その現場へ搬出する。
- ③ 土砂搬出量が1,000m³未満※4の工事でも必要があれば、システムを利用して検索する。また、システム以外であっても土砂を必要とする他の建設工事 (民間建設工事を含む) と工事間利用が調整できた場合はその現場へ搬出することができる。
- ④ 受入時期、土質等の調整が困難で、工事間利用ができない場合は、(3) 貯留指定地への搬出を検討する。

【補足説明】

- ※1 他の建設工事については公共工事を優先とする。
- ※2 利用側が受入時期調整のために一時仮置きして利用する場合、土質調整のために土質改良して利用する場合は、一時仮置きまたは土質改良を行うストックヤードへ搬出する。ストックヤードは当該現場から50kmの範囲内とする。
- ※3 毎年度、実施している公共工事土量調査 (中部地方建設副産物対策連絡協議会として実施している建設発生土等の搬出状況調査) においては、原則として、1,000m³以上の土砂搬出工事はシステムへの登録対象となっている。
- ※4 1,000m³未満の土砂搬出工事は登録対象にはなっていないが、必要があればシステムを利用して検索する。
- ※5 システムの登録データは、国土交通省を経由し送付される。

(3) 貯留指定地への搬出

- ① 工事間利用ができない場合は、愛知県の貯留土検索ファイルを利用して検索し※1、当該現場から20km※2の範囲内に貯留指定地があり、搬出する土砂等の土質区分※3が第1種～第3種建設発生土であれば、貯留指定業者※4と調整のうえ、貯留指定地へ搬出する。
- ② 貯留指定地がない場合や貯留指定業者との調整がつかず、貯留指定地への搬出ができない場合は民間処分地 (土質改良プラント、最終処分地を含む) へ搬出する。

【補足説明】

- ※1 (公財)愛知県都市整備協会が運営する建設技術情報交換ネットワークシステムの中のデータライブラリにある貯留土検索ファイルをダウンロードして利用する。
- ※2 貯留土の利用範囲として運用されている20kmを準用する。
- ※3 「発生土利用基準」の土質区分基準により区分された発生土の土質区分。
- ※4 愛知県に貯留指定地として登録された土地を保有する業者をいう。

(4) 民間受入地（土質改良プラント、最終処分地を含む）への搬出

- ① 貯留指定地への搬出ができない場合は、土質改良プラントや最終処分地を含め、民間受入地※1へ搬出する。
- ② 民間受入地については、関係法令に基づく許可書等により適正な受入地であることを確認した上で搬出する。

【補足説明】

※1 採石場・砂利採取跡地等復旧事業や最終処分場の覆土など、準有効利用となる受け入れ先への搬出を優先とする。

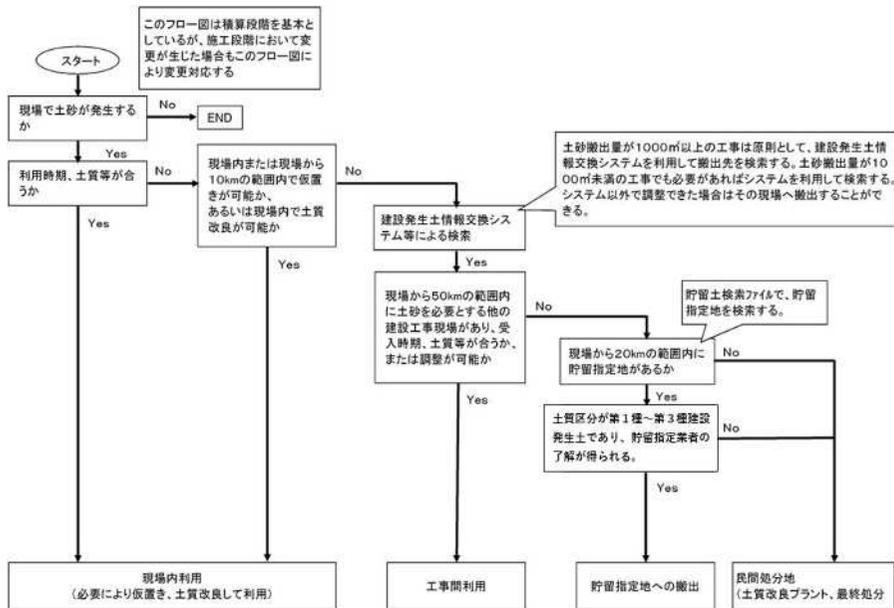
改正履歴

平成20年 2月21日 制定

平成25年 4月 1日 改正

令和 4年 7月 6日 改正

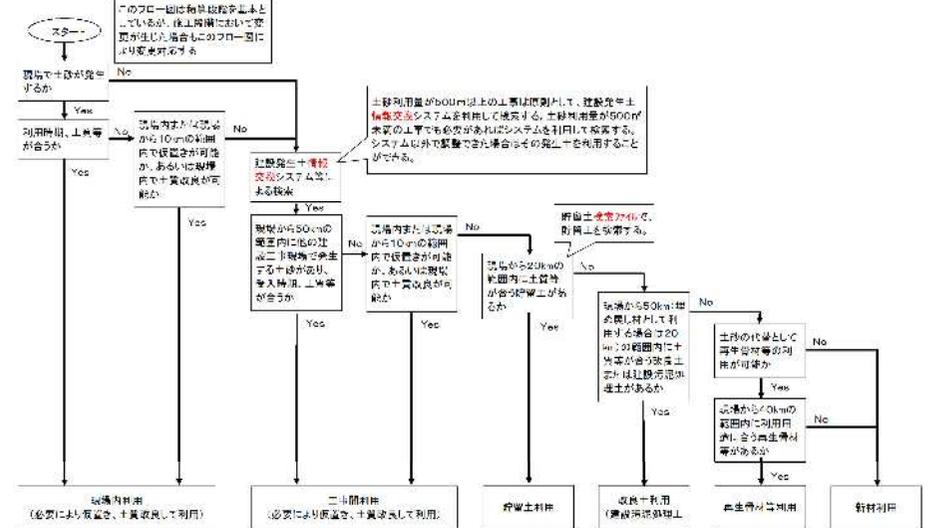
土砂等の処理方法検討フロー図



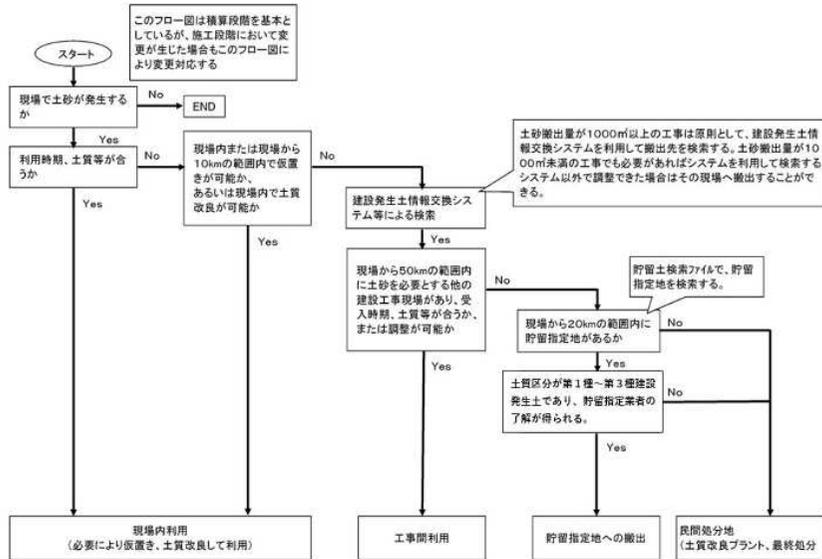
(4) 民間処分地（土質改良プラント、最終処分地を含む）への搬出

- ① 貯留指定地への搬出ができない場合は、土質改良プラントや最終処分地を含め、民間処分地へ搬出する。

土砂等の利用方法検討フロー図



土砂等の処理方法検討フロー図



2. 建設副産物の設計積算の具体的方法 (G)

「建設副産物の適正処理及び再生資材の利用について」の設計積算の具体的事項を定める。

1. 土砂等の利用

(1) 積算と設計書の表示

① 現場内利用の場合

- ア. 工事現場の工程等で、一時仮置きが必要となる場合、借地料・押土整地等を計上することができる。
- イ. 土質改良の場合は、金抜設計書に土質改良方法、数量を明記する。

② 工事間利用の場合

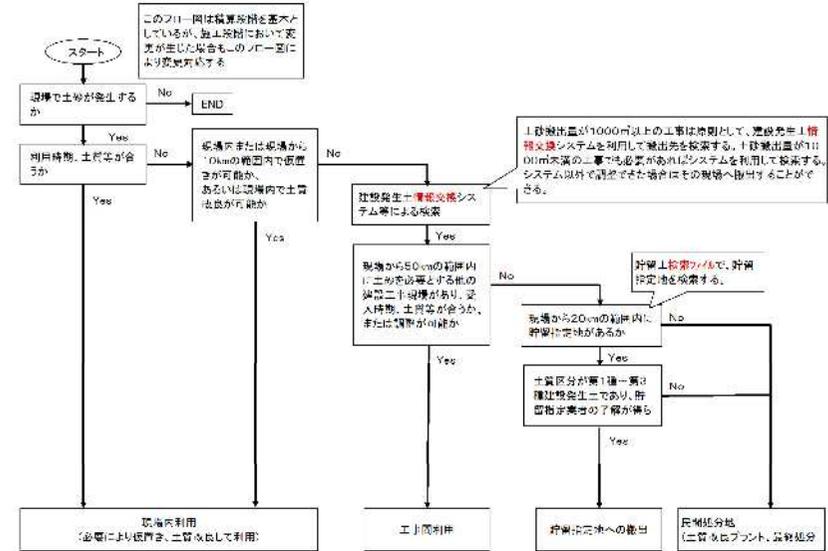
- ア. 他の建設工事現場で発生する土砂を指定する場合
 - 金抜設計書に「工事間利用土」と明示し、特記仕様書に搬出元の位置・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の土砂が目的とすべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。
 - また、搬出元の現場条件で、一時仮置に必要な借地料・押土整地等、当該工事で必要とする費用を計上することができる。
- イ. 設計時に指定することが困難な場合（事前協議で確定されないとき）

事前協議等で搬入が見込まれる場合は、当該工事で必要とする費用を計上し、工事契約後決定した事項により設計変更をする。

この場合、金抜設計書に暫定運搬距離を明記し、「暫定工事間流用土」と明示し、併せて特記仕様書に必要条件と設計変更する旨を明示する。

③ 貯留土利用の場合

土砂等の処理方法検討フロー図



2. 建設副産物の設計積算の具体的方法

「建設副産物の適正処理及び再生資材の利用について」の設計積算の具体的事項を定める。

1. 土砂等の利用

(1) 積算と設計書の表示

① 現場内利用の場合

- ア. 工事現場の工程等で、一時仮置きが必要となる場合、借地料・押土整地等を計上することができる。
- イ. 土質改良の場合は、金抜設計書に土質改良方法、数量を明記する。

② 工事間利用の場合

- ア. 他の建設工事現場で発生する土砂を指定する場合
 - 金抜設計書に「工事間利用土」と明示し、特記仕様書に搬出元の位置・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の土砂が目的とすべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。
 - また、搬出元の現場条件で、一時仮置に必要な借地料・押土整地等、当該工事で必要とする費用を計上することができる。
- イ. 設計時に指定することが困難な場合（事前協議で確定されないとき）

事前協議等で搬入が見込まれる場合は、当該工事で必要とする費用を計上し、工事契約後決定した事項により設計変更をする。

この場合、金抜設計書に暫定運搬距離を明記し、「暫定工事間流用土」と明示し、併せて特記仕様書に必要条件と設計変更する旨を明示する。

③ 貯留土利用の場合

ア. 建設局が公表している「設計単価表（公表用）」の貯留土を計上する。

この場合、金抜設計書に「搬入貯留土」、特記仕様書に貯留土指定地の位置・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の土が目的とすべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

イ. 必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上する。

④改良土利用の場合

ア. 処理施設の実態にあった費用（改良土・運搬費等）を計上する。

この場合、金抜設計書に「改良土」と明示し、特記仕様書に改良土の位置・実運搬距離・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の土が目的とすべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

⑤再生骨材等利用の場合

ア. 土砂の代替として利用可能な場合は再生骨材等を利用する。

共通単価にない材料は処理施設の実態にあった費用を計上する。この場合、金抜設計書に再生骨材等の材料を明示し、特記仕様書に再生骨材等の位置・実運搬距離・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の材料が目的とすべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

2. 残土の処理（「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」の適用外）

（1）積算と設計書の表示

① 現場内利用の場合

ア. 前述の1. 土砂等の利用、（1）積算と設計書の表示① 現場内利用の場合と同様とする。

② 工事間利用の場合

ア. 搬出先の建設工事現場を指定する場合

金抜設計書に「工事間搬出土」と明示し、特記仕様書に搬出先の位置・実運搬距離・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、搬出先の条件等で、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

また、当該工事で掘削から運搬工程までの費用を計上するが、搬出先の現場条件で、一時仮置に必要な借地料・押土整地等、必要とする費用を計上することができる。

イ. 設計時に指定することが困難な場合（事前協議で確定されないとき）

事前協議等で搬出が見込まれる場合は、搬出先の現場条件で、当該工事で必要とする費用を計上し、工事契約後決定した事項により設計変更をする。

この場合、金抜設計書に「暫定工事間搬出土」と明示し、併せて特記仕様書に必要条件と設計変更する旨を明示する。

ウ. 必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上することができる。

③ 貯留土指定地への搬出の場合

ア. 建設局単価の「建設発生土処理費」を計上する。

この場合、金抜設計書に「搬出貯留土」、特記仕様書に貯留土指定地の位置・実運搬距離・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、貯留指定業者との調整で、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

また、当該工事で掘削から運搬工程まで必要とする費用を計上するが、押土整地費用は原則として計上しない。

ア. 建設部単価の「貯留土」を計上する。

この場合、金抜設計書に「搬入貯留土」、特記仕様書に貯留土指定地の位置・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の土が目的とすべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

イ. 必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上する。

④改良土利用の場合

ア. 処理施設の実態にあった費用（改良土・運搬費等）を計上する。

この場合、金抜設計書に「改良土」と明示し、特記仕様書に改良土の位置・実運搬距離・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の土が目的とすべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

⑤再生骨材等利用の場合

ア. 土砂の代替として利用可能な場合は再生骨材等を利用する。

共通単価にない材料は処理施設の実態にあった費用を計上する。この場合、金抜設計書に再生骨材等の材料を明示し、特記仕様書に再生骨材等の位置・実運搬距離・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の材料が目的とすべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

2. 残土の処理（「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」の適用外）

（1）積算と設計書の表示

① 現場内利用の場合

ア. 前述の1. 土砂等の利用、（1）積算と設計書の表示① 現場内利用の場合と同様とする。

② 工事間利用の場合

ア. 搬出先の建設工事現場を指定する場合

金抜設計書に「工事間搬出土」と明示し、特記仕様書に搬出先の位置・実運搬距離・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、搬出先の条件等で、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

また、当該工事で掘削から運搬工程までの費用を計上するが、搬出先の現場条件で、一時仮置に必要な借地料・押土整地等、必要とする費用を計上することができる。

イ. 設計時に指定することが困難な場合（事前協議で確定されないとき）

事前協議等で搬出が見込まれる場合は、搬出先の現場条件で、当該工事で必要とする費用を計上し、工事契約後決定した事項により設計変更をする。

この場合、金抜設計書に「暫定工事間搬出土」と明示し、併せて特記仕様書に必要条件と設計変更する旨を明示する。

ウ. 必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上することができる。

③ 貯留土指定地への搬出の場合

ア. 建設部単価の「建設発生土処理費」を計上する。

この場合、金抜設計書に「搬出貯留土」、特記仕様書に貯留土指定地の位置・実運搬距離・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、貯留指定業者との調整で、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

また、当該工事で掘削から運搬工程まで必要とする費用を計上するが、押土整地費用は原則として計上しない。

イ. 必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上する。

④ 民間処分地への搬出の場合

ア. 金抜設計書に「搬出土」、特記仕様書に搬出先の位置・実運搬距離・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、受入業者との調整で、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

イ. 必要に応じて建設部単価の「建設発生土処理費」、又は「処理料・投棄料」が設定してある再生工場・処分場の場合はその「処理料・投棄料」を計上し、土量を明示する。

なお、当該工事で掘削から運搬工程まで必要とする費用を計上するが、「建設発生土処理費」や「処理料・投棄料」を計上する場合、押土整地費用は原則として計上しない。

ウ. 必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上する。

エ. 設計時に処分地を確保することが困難な場合

暫定的に運搬距離を定め計上し、請負業者と契約の後、決定した処分地までの実運搬距離を設計運搬距離として変更する。

この場合、金抜設計書に「暫定搬出土」、特記仕様書に必要条件と設計変更する旨を明示する。

3. 建設汚泥を処理する場合（「廃棄物処理法」の適用）

(1) 積算と設計書の表示

① 土質改良施設に搬入し、処理する場合は、必要な運搬費及び見積等により処理費を計上する。

この場合、金抜設計書に「土質改良施設処理」、特記仕様書に処理施設の位置・運搬距離・土量・土質等必要条件を明記する。

4. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の処理（「廃棄物処理法」及び「建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）」の適用）

(1) 積算と設計書の表示

① 再生工場又は最終処分場を指定する場合

ア. 再生工場又は最終処分場までの実運搬距離を計上し、処理料又は投棄料を計上する。

5. 特記仕様書等の記載例

特記仕様書等の記載例については、平成 14 年 5 月 30 日付、14 農総第 213 号（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う事務手続き等について）及び 215 号（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務手続きについて）及び平成 22 年 3 月 1 日付 2 1 農検第 7 7 1 号（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う事務手続きについて）の通知による。

6. その他、設計積算上の注意事項

次の事項については、事業担当と十分協議したうえで設計計上を検討すること。

(1) 指定処分地における必要最小限の土留工、排水工等の設置費

(2) その他記載内容により難しい事項

イ. 必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上する。

④ 民間処分地への搬出の場合

ア. 金抜設計書に「搬出土」、特記仕様書に搬出先の位置・実運搬距離・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、受入業者との調整で、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

イ. 必要に応じて建設部単価の「建設発生土処理費」、又は「処理料・投棄料」が設定してある再生工場・処分場の場合はその「処理料・投棄料」を計上し、土量を明示する。

なお、当該工事で掘削から運搬工程まで必要とする費用を計上するが、「建設発生土処理費」や「処理料・投棄料」を計上する場合、押土整地費用は原則として計上しない。

ウ. 必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上する。

エ. 設計時に処分地を確保することが困難な場合

暫定的に運搬距離を定め計上し、請負業者と契約の後、決定した処分地までの実運搬距離を設計運搬距離として変更する。

この場合、金抜設計書に「暫定搬出土」、特記仕様書に必要条件と設計変更する旨を明示する。

3. 建設汚泥を処理する場合（「廃棄物処理法」の適用）

(1) 積算と設計書の表示

① 土質改良施設に搬入し、処理する場合は、必要な運搬費及び見積等により処理費を計上する。

この場合、金抜設計書に「土質改良施設処理」、特記仕様書に処理施設の位置・運搬距離・土量・土質等必要条件を明記する。

4. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の処理（「廃棄物処理法」及び「建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）」の適用）

(1) 積算と設計書の表示

① 再生工場又は最終処分場を指定する場合

ア. 再生工場又は最終処分場までの実運搬距離を計上し、処理料又は投棄料を計上する。

5. 特記仕様書等の記載例

特記仕様書等の記載例については、平成 14 年 5 月 30 日付、14 農総第 213 号（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う事務手続き等について）及び 215 号（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務手続きについて）及び平成 22 年 3 月 1 日付 2 1 農検第 7 7 1 号（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う事務手続きについて）の通知による。

6. その他、設計積算上の注意事項

次の事項については、事業担当と十分協議したうえで設計計上を検討すること。

(1) 指定処分地における必要最小限の土留工、排水工等の設置費

(2) その他記載内容により難しい事項

【削除】

第5 参 考 資 料

資料-1.

28農検第1033号

平成29年 3月17日

部内木戸関係課長 殿
部内関係地方機関の長

別紙「随意契約方式に係る間接工事費等の調整方法」

- 1 合算を行う工事（以下「合算工事」という。）
既契約工事の請負者と随意契約方式にて発注する工事
合算工事と合算の対象となる工事（以下「被合算工事」という。）の関係が次の全てに該当する場合とする。
 - (1) 工期が重複する工事
①契約工期の内、工事着手日が設計図書等で指定された工事については、契約締結期日から工事着手の前日までの期間に重複の判断を含めない。
②契約工期内に完了後の届出があった場合は届出の日をもって工期とする。
③契約工期の変更があった場合、変更後の契約工期により、その都度合算対象となるかどうか判断する。
 - (2) 積算体系が同一の工事
 - (3) 同一事務所が所管する県発注工事
①事務所に山先機関がある場合は山先機関管内とし、当該事務所は山先機関管内を除く。
②他事務所の管内で行う工事は当該他事務所が所管する県発注工事も対象
- 2 合算の手続き
既契約工事の請負者と一斉随意契約する場合には、当初設計書作成時に既契約工事設計書のうち合算工事契約時点で最新のものと同合算を行うものとする。
- 3 合算工事の変更
合算工事を設計変更する場合の合算はとて対象とした既契約工事の設計書とする。
（合算後における既契約工事の変更設計書は対象としない。）
- 4 合算の考え方
原則として、合算工事と既契約工事の設計額の合計が、それらの工事を一括して1件の工事として積算した場合（以下「仮集工事」という。）の設計額と一致するように調整する。
ただし、四捨五入、端数処理等により一致しない場合はやむを得ないものとする。
なお、合算における間接工事費等の計算は次のとおりとし、前払金支払比率による補正が必要となる場合は、合算工事の対象金額による補正率を全関連工事に適用して合算工事の一般管理費を計算するものとする。

①合算工事の間接工事費等

= ②(仮集工事の間接工事費等対象金額)

× (仮集工事の間接工事費等対象金額における合算工事1種の率)

③(既契約工事の間接工事費等対象金額)

× (既契約工事の間接工事費等対象金額における合算工事1種の率)

【削除】

様式(追加合算)

区分	品目	数量	単価	金額	備考
1					
2					
3					

区分	品目	数量		単価		金額		備考
		数量	単位	単価	単位	金額	単位	
1	1. 労務費							
2	2. 材料費							
3	3. 燃料費							
4	4. 運賃・料金							
5	5. 雑費							
6	6. 減価償却費							
7	7. 賃借料							
8	8. 雑損							
9	9. 雑収入							
10	10. 雑当金							
11	11. 雑損引当金							
12	12. 雑損戻入金							
13	13. 雑損戻出金							
14	14. 雑損戻入金							
15	15. 雑損戻出金							
16	16. 雑損戻入金							
17	17. 雑損戻出金							
18	18. 雑損戻入金							
19	19. 雑損戻出金							
20	20. 雑損戻入金							
21	21. 雑損戻出金							
22	22. 雑損戻入金							
23	23. 雑損戻出金							
24	24. 雑損戻入金							
25	25. 雑損戻出金							
26	26. 雑損戻入金							
27	27. 雑損戻出金							
28	28. 雑損戻入金							
29	29. 雑損戻出金							
30	30. 雑損戻入金							
31	31. 雑損戻出金							
32	32. 雑損戻入金							
33	33. 雑損戻出金							
34	34. 雑損戻入金							
35	35. 雑損戻出金							
36	36. 雑損戻入金							
37	37. 雑損戻出金							
38	38. 雑損戻入金							
39	39. 雑損戻出金							
40	40. 雑損戻入金							
41	41. 雑損戻出金							
42	42. 雑損戻入金							
43	43. 雑損戻出金							
44	44. 雑損戻入金							
45	45. 雑損戻出金							
46	46. 雑損戻入金							
47	47. 雑損戻出金							
48	48. 雑損戻入金							
49	49. 雑損戻出金							
50	50. 雑損戻入金							
51	51. 雑損戻出金							
52	52. 雑損戻入金							
53	53. 雑損戻出金							
54	54. 雑損戻入金							
55	55. 雑損戻出金							
56	56. 雑損戻入金							
57	57. 雑損戻出金							
58	58. 雑損戻入金							
59	59. 雑損戻出金							
60	60. 雑損戻入金							
61	61. 雑損戻出金							
62	62. 雑損戻入金							
63	63. 雑損戻出金							
64	64. 雑損戻入金							
65	65. 雑損戻出金							
66	66. 雑損戻入金							
67	67. 雑損戻出金							
68	68. 雑損戻入金							
69	69. 雑損戻出金							
70	70. 雑損戻入金							
71	71. 雑損戻出金							
72	72. 雑損戻入金							
73	73. 雑損戻出金							
74	74. 雑損戻入金							
75	75. 雑損戻出金							
76	76. 雑損戻入金							
77	77. 雑損戻出金							
78	78. 雑損戻入金							
79	79. 雑損戻出金							
80	80. 雑損戻入金							
81	81. 雑損戻出金							
82	82. 雑損戻入金							
83	83. 雑損戻出金							
84	84. 雑損戻入金							
85	85. 雑損戻出金							
86	86. 雑損戻入金							
87	87. 雑損戻出金							
88	88. 雑損戻入金							
89	89. 雑損戻出金							
90	90. 雑損戻入金							
91	91. 雑損戻出金							
92	92. 雑損戻入金							
93	93. 雑損戻出金							
94	94. 雑損戻入金							
95	95. 雑損戻出金							
96	96. 雑損戻入金							
97	97. 雑損戻出金							
98	98. 雑損戻入金							
99	99. 雑損戻出金							
100	100. 雑損戻入金							

※1 当該工事が契約保証金の計上対象となる場合、当該工事概の一般管理費金額に、契約保証金を含む。

【削除】

14 年度 一般会計
15 年度 一般会計

計算例(追加合算)

区分	区分名称	区分	区分名称	区分	区分名称
1	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業
2	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業
3	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業
4	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業

区分	区分名称	14年度				15年度				合計		平均	
		14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度		
1	〇〇事業	125,513,000	78,238,000	59,122,000	46,303,000								
2	〇〇事業	42,512,000	70,127,000	52,145,000	40,347,000								
3	〇〇事業	70,000,000	52,000,000	40,000,000	30,000,000								
4	〇〇事業	70,000,000	85,000,000	40,000,000	50,000,000								
5	〇〇事業	0	0	0	0								
6	〇〇事業	59,812,000	15,212,000	2,488,000	10,027,000								
7	〇〇事業	6,471,000	2,981,000	2,888,000	2,988,000								
8	〇〇事業	0	0	0	0								
9	〇〇事業	48,190,000	28,000,000		28,000,000								
10	〇〇事業	72,400,000	4,000	22,466,000	4,000	2,466,000	2,988,000	30,270					
11	〇〇事業	0	0	0	0								
12	〇〇事業	0	0	0	0								
13	〇〇事業	0	0	0	0								
14	〇〇事業	0	0	0	0								
15	〇〇事業	0	0	0	0								
16	〇〇事業	6,521,000	37,489,000		11,489,000								
17	〇〇事業	108,200,000	22,350	97,380,000	22,350	6,222,000	7,828,000	10,880					
18	〇〇事業	0	0	0	0								
19	〇〇事業	0	0	0	0								
20	〇〇事業	91,412,000	10,000,000		10,000,000								
21	〇〇事業	151,190,000	14,640	128,380,000	14,640	6,110,000	6,048,000	56,150					
22	〇〇事業	0	0	0	0								
23	〇〇事業	0	0	0	0								
24	〇〇事業	0	0	0	0								
25	〇〇事業	0	0	0	0								
26	〇〇事業	0	0	0	0								
27	〇〇事業	0	0	0	0								
28	〇〇事業	0	0	0	0								
29	〇〇事業	0	0	0	0								
30	〇〇事業	0	0	0	0								
31	〇〇事業	0	0	0	0								
32	〇〇事業	0	0	0	0								
33	〇〇事業	0	0	0	0								
34	〇〇事業	0	0	0	0								
35	〇〇事業	0	0	0	0								
36	〇〇事業	0	0	0	0								
37	〇〇事業	0	0	0	0								
38	〇〇事業	0	0	0	0								
39	〇〇事業	0	0	0	0								
40	〇〇事業	0	0	0	0								
41	〇〇事業	0	0	0	0								
42	〇〇事業	0	0	0	0								
43	〇〇事業	0	0	0	0								
44	〇〇事業	0	0	0	0								
45	〇〇事業	0	0	0	0								
46	〇〇事業	0	0	0	0								
47	〇〇事業	0	0	0	0								
48	〇〇事業	0	0	0	0								
49	〇〇事業	0	0	0	0								
50	〇〇事業	0	0	0	0								
51	〇〇事業	0	0	0	0								
52	〇〇事業	0	0	0	0								
53	〇〇事業	0	0	0	0								
54	〇〇事業	0	0	0	0								
55	〇〇事業	0	0	0	0								
56	〇〇事業	0	0	0	0								
57	〇〇事業	0	0	0	0								
58	〇〇事業	0	0	0	0								
59	〇〇事業	0	0	0	0								
60	〇〇事業	0	0	0	0								
61	〇〇事業	0	0	0	0								
62	〇〇事業	0	0	0	0								
63	〇〇事業	0	0	0	0								
64	〇〇事業	0	0	0	0								
65	〇〇事業	0	0	0	0								
66	〇〇事業	0	0	0	0								
67	〇〇事業	0	0	0	0								
68	〇〇事業	0	0	0	0								
69	〇〇事業	0	0	0	0								
70	〇〇事業	0	0	0	0								
71	〇〇事業	0	0	0	0								
72	〇〇事業	0	0	0	0								
73	〇〇事業	0	0	0	0								
74	〇〇事業	0	0	0	0								
75	〇〇事業	0	0	0	0								
76	〇〇事業	0	0	0	0								
77	〇〇事業	0	0	0	0								
78	〇〇事業	0	0	0	0								
79	〇〇事業	0	0	0	0								
80	〇〇事業	0	0	0	0								
81	〇〇事業	0	0	0	0								
82	〇〇事業	0	0	0	0								
83	〇〇事業	0	0	0	0								
84	〇〇事業	0	0	0	0								
85	〇〇事業	0	0	0	0								
86	〇〇事業	0	0	0	0								
87	〇〇事業	0	0	0	0								
88	〇〇事業	0	0	0	0								
89	〇〇事業	0	0	0	0								
90	〇〇事業	0	0	0	0								
91	〇〇事業	0	0	0	0								
92	〇〇事業	0	0	0	0								
93	〇〇事業	0	0	0	0								
94	〇〇事業	0	0	0	0								
95	〇〇事業	0	0	0	0								
96	〇〇事業	0	0	0	0								
97	〇〇事業	0	0	0	0								
98	〇〇事業	0	0	0	0								
99	〇〇事業	0	0	0	0								
100	〇〇事業	0	0	0	0								
101	〇〇事業	0	0	0	0								
102	〇〇事業	0	0	0	0								
103	〇〇事業	0	0	0	0								
104	〇〇事業	0	0	0	0								
105	〇〇事業	0	0	0	0								
106	〇〇事業	0	0	0	0								
107	〇〇事業	0	0	0	0								
108	〇〇事業	0	0	0	0								
109	〇〇事業	0	0	0	0								
110	〇〇事業	0	0	0	0								
111	〇〇事業	0	0	0	0								
112	〇〇事業	0	0	0	0								
113	〇〇事業	0	0	0	0								
114	〇〇事業	0	0	0	0								
115	〇〇事業	0	0	0	0								
116	〇〇事業	0	0	0	0								
117	〇〇事業	0	0	0	0								
118	〇〇事業	0	0	0	0								
119	〇〇事業	0	0	0	0								

【削除】

資料-2. 「愛知県農林水産部積算基準取扱要領の一部改訂について」

19農検第35号
平成19年4月6日

部内本庁関係課長 殿
部内地方機関の長 殿

農 林 水 産 部 長

愛知県農林水産部積算基準取扱要領の一部改訂について（通知）

このことについて、別紙のとおり改訂します。
ただし、施行時期を平成19年5月1日としていますが、それ以前の適用を妨げないものとします。
なお、日ごろからその取扱いについては適正に処理されているところですが、今後も厳正かつ適正な管理を実施するよう所属職員に周知徹底させてください。
また、関係団体および市町村へも、この趣旨の周知徹底を図ってください。

愛知県農林水産部積算基準取扱要領

(目的)

第1 この要領は、愛知県行政文書管理規程(平成16年愛知県訓令第4号)及び秘密文書等処理基準(平成19年4月1日付19法文第3号、本庁各課長、各地方機関の長あて通知)に定めるもののほか、第2に規定する文書の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(対象文書)

第2 設計積算業務に従事する職員に必要な応じ貸与する積算基準、歩掛、単価等工事積算の基礎または基準となる文書で、本庁主務課長又は地方機関の長がそのつど指定する文書(以下「積算基準等」という。)を対象とする。

(取扱責任者)

第3 積算基準等の取扱に適正を期するため、本庁各課及び各地方機関に取扱責任者を置く。
2 取扱責任者は本庁にあつては各課長又は課長が指名した職員、各地方機関にあつては地方 機関の長が指名した職員をもってあてる。

(貸与)

第4 取扱責任者は、積算基準等を設計積算業務に従事する職員に必要な応じ貸与するものとし、貸与を受けた職員は、自己の責任において適正な取扱をおこなわなければならない。
2 積算基準等の全面改訂版が発行されるまでの間における部分改訂又は訂正作業は、取扱責任者の指示により

【削除】

各職員が行い常に正常な内容を保持するよう努めなければならない。

(貸与簿)

第5 取扱責任者は、積算基準等貸与簿(様式 1)を作成し適正な管理を行うとともに、その写しを文書を発信した機関の長まで報告しなければならない。

なお、内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 貸与を受けた職員が、所属を異動又は退職した場合は、取扱責任者に返却するものとする。

(不要部分の廃棄等)

第6 加除、訂正及び全面改訂版発行等のため不要となったものは、取扱責任者が各職員から返却を求め一括して焼却又は破砕処分をするものとする。

なお、取扱責任者は処分状況について、積算基準等処分状況報告書(様式 2)を作成し、すみやかにその文書を発信した本庁主務課長又は地方機関の長まで報告しなければならない。

(その他)

第7 市町村等における積算基準等の取扱については、本要領に準じた取扱がなされるよう地方機関の長が指導するものとする。

(附則)

この要領は、昭和 57 年 6 月 30 日から施行する。

この要領は、平成 6 年 5 月 25 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

【削除】

(様式 1)

積算基準貸与簿

所 属 名
取 扱 責 任 者

文書名	番号	貸与 年月日	貸与簿	受領印	返却 年月日	処分 状況	摘要
			氏 名 (職員番号)				
						未処分処分	
						未処分処分	
						未処分処分	
						未処分処分	
						未処分処分	
						未処分処分	
						未処分処分	
						未処分処分	
						未処分処分	
						未処分処分	
						未処分処分	
						未処分処分	
						未処分処分	
						未処分処分	
						未処分処分	
						未処分処分	

【削除】

(様式 2)

積算基準等処分状況報告書

所 属 名
取扱責任者

文 書 名	番号	処分数	処理年月日	処分の方法	摘要
				焼却・破砕	

【削除】

積算基準貸与簿・積算基準等処分状況経過管理簿 管理簿1

所属名

取扱責任者①

②

③

④

⑤

文書名	番号	貸与 年月日	貸与簿	返却 年月日	処分 状況	摘要
			氏名 (職員番号)			
					未処分処分	
					未処分処分	
					未処分処分	
					未処分処分	
					焼却 破砕	
					未処分処分	
					未処分処分	
					未処分処分	
					未処分処分	
					焼却 破砕	
					未処分処分	
					未処分処分	
					未処分処分	
					未処分処分	
					焼却 破砕	

【削除】

積算基準貸与簿・積算基準等処分状況経過管理簿 管理簿2

積算基準等貸与経過管理簿

所属名

取扱責任者①

②

③

④

⑤

文書名	番号	貸与 年月日	貸与簿	返却 年月日	処分 状況	摘要
			氏名 (職員番号)			
					未処分処分	
					未処分処分	
					未処分処分	
					未処分処分	
					焼却 破砕	

※ 貸与を受けた職員は、自己の責任において適正な取扱を行わなければならない。

※ 取扱責任者は、積算基準等貸与簿を作成し適正な管理を行うとともに、その写しを文書を発言した機関の長まで報告しなければならない。

※ 取扱責任者は、内容に変更が生じた場合も文書を発言した機関の長まで報告しなければならない。

積算基準等処分状況経過管理簿

処理年月日	処分の方法	備考
	焼却 破砕	

※ 不要となったものは、取扱責任者が各職員から返却を求め焼却又は破砕処分をし、すみやかにその文書を発言した機関の長まで報告しなければならない。

注管理簿の使い方

管理簿-1：取扱責任者が管理簿-2から転記し貸与、処分の経過状況を記録する。

管理簿-2：貸与を受けた職員が各積算基準等貸与冊子の裏に貼り付けて経過を記録する。

【削除】

資料-3

農地林務水産関係設計材料単価決定要領

第1章 総則

(総則)

第1条 この要領は、愛知県農業水産局（水産関係）及び農林基盤局（農地林務関係）における工事価格積算等に必要設計材料等の単価（以下、「設計材料単価」という。）の決定方法及び決定された単価の取扱いについて定めるものとする。

(設計材料単価の構成)

第2条 設計材料単価は、次の各号に掲げるものをもって構成するものとする。

- 一 愛知県農林水産部（農地林務関係）設計単価（以下、「設計単価」という。）
- 二 （一財）建設物価調査会が出版する「建設物価」「土木コスト情報」「建築コスト情報」等及び（一財）経済調査会が出版する「積算資料」「土木施工単価」「建築施工単価」等（以下、「物価資料」という。）を参考に定める単価（以下、「物価資料単価」という。）
- 三 市場での取引の実例に基づく価格及び価格の変動状況を適切に把握することのできる専門的な機関（以下、「物価調査機関」という。）に価格実態調査を委託して定める単価（以下、「特別調査単価」という。）
- 四 建設局の定める単価表を参考に定める単価（以下、「検討資料単価」という。）
- 五 個別見積単価

第2章 使用優先順位

(使用優先順位)

第3条 設計材料単価の使用優先順位は、原則下記による。

- 1位 設計単価
- 2位 物価資料単価
- 3位 特別調査単価
- 4位 検討資料単価
- 5位 個別見積単価

第3章 設計単価

(設計単価)

第4条 設計単価は、次の各号に掲げるものをもって構成し、決定方法は当該各号に定めるところによる。

- 一 機械損料は、土地改良事業等請負工事機械経費算定基準、森林整備保全事業建設機械経費積算要領又は（一社）日本建設機械施工協議会発行建設機械等損料表（以下、「機械経費算定基準等」という。）により定める。なお、機械経費算定基準等のうち、設計単価として示さないものであっても、設計単価に準じた取扱いとする。
- 二 労務単価は、公共事業労務費調査連絡協議会（農林水産省・国土交通省）で決定された基準額、及び設計業務委託等技術者単価など農林水産省から参考通知されるものにより定める。
- 三 材料単価は、主に前年度使用実績のあった設計材料のうち、本庁で設計材料単価調査し決定したもの及び物価資料を参考に決定したものにより定める。

【削除】

四 機械賃料、仮設材賃料、市場単価、土木工事標準単価は、前号と同様に定める。

(設計単価の制定)

第5条 農業水産局長及び農林基盤局長（以下、「局長」という。）は、前条により選定された設計材料について毎年度設計単価を制定するものとし、その制定時期は別に定める。

2 局長は、当該材料の価格変動により、設計単価の改定が必要と判断される場合、設計単価の改定を行うものとする。

第4章 その他の設計材料単価

(物価資料単価)

第6条 物価資料単価は、物価資料に掲載されている価格の平均値（平均値の有効桁は価格の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とし、有効桁以降は切り捨てるものとする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。）を採用するものとする。なお、一方の資料にしき掲載されていない場合は、その掲載価格をもって決定するものとする。ただし、公表価格として掲載されている価格は、メーカー等の希望販売価格であり、実勢取引価格と異なるため採用しないものとする。

(特別調査単価)

第7条 特別調査単価に係る調査の調査方法、調査時期等必要な事項については、別に定める。

(個別見積単価)

第8条 個別見積単価は、メーカー・商社・問屋並びに特約店等から見積りを徴収したのものにより決定するものとする。見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期・場所等の設計条件となる仕様を指示し、見積り依頼を行う。

見積りは原則として5社以上から実勢取引価格を徴収するものとし、見積単価の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 土木工事における一般資材見積単価の決定方法

異常値を排除した平均値とし（異常値とは見積りの平均価格に対し30%以上の差異があるものをいう。以下同様。）、採用単価の有効桁は第6条と同様とする。

(2) 施設機械工事における資材見積単価の決定方法

ア 見積価格の最低額とする。

ただし、最低額が異常値の場合は、見積業者に対して見積条件で示した見積仕様（設計材料の形状寸法、品質、規格、強度、納入場所等）及び図面に適合しているか確認を行ったうえで採用するものとする。

イ 特殊でかつ高価な資材を扱う場合は、見積りを充分検討し、採用に当っては事前に本庁担当課と協議する。

(3) 建築工事における資材見積単価の決定方法

見積価格の最低額とする。

(4) 「類似品」の単価決定

「類似品」を合わせて見積り依頼し単価決定する場合は、市場性（一般的に製造され、かつ市場に流通しているもの）を加味した上で以下によりスライドすることができる。

※採用単価＝見積り額×スライド(A)

スライド率(A)＝直近類似品の掲載単価／直近類似品の見積単価

【削除】

- 注) 1. スライド率<1とする。
2. スライド率の有効数字は小数点以下3桁とし、4桁目を四捨五入する。
3. 掲載単価とは「設計単価」及び「物価資料」に掲載されている単価である。
4. スライドは同一資材（荷重等条件が同一）で規格違いに適用する。
5. 見積り額及び見積り単価は、第8条（個別見積り単価）により決定した単価を採用する。なお、この場合、見積りは1社以上とする。

第5章 その他

(その他)

第9条 第5条の設計単価の制定及び改定に関する事務処理のうち、農地林務関係は農林総務課、水産関係は水産課において行う。また、本庁で定める設計材料単価の調査業務に関する発注事務は、農林総務課において行う。

第10条 本要領の運用については、局長が別に定めるところによる。

(附則)

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成17年7月1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成18年7月1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成19年7月1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成26年7月1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成29年9月1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成30年11月1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

【削除】

農林水産部（農地林務関係）設計材料単価決定要領の運用

（総則）

第1条 本運用は、農地林務水産関係設計材料単価決定要領（以下、「要領」という。）に基づき、必要な細目について定めるものである。

（特別調査単価の調査方法及び調査時期）

第2条 要領第7条にいう特別調査単価の調査方法及び調査時期は下記による。

一 調査方法

1 調査対象

物価調査機関に委託する対象資材は、原則として設計書1件毎に同一規格の合計額が100万円以上になると想定される土木工事一般資材とする。なお、同一市町村内の複数工事で同一規格の資材を使用する場合は、その合計額とする。

これ以下の少額のものについては、各事務所で見積りを取る。

*補足説明：土木工事一般資材とは通常考えられる調査可能な資材で、建築・施設機械工事も含む。

2 調査手続

1) 農林水産事務所長（本庁にあっては事業担当課長）は、調査を依頼する場合は、農林基盤局長（以下、「局長」という。）に依頼書（別紙様式-1）を提出する。

2) 局長は、調査を物価調査機関に委託する。

3) 局長は、結果を依頼者に通知する。

二 調査時期（予定）

区 分	依頼時期	調査時期	結果通知	適 用 日	備 考
第1回	2月末日	6月初旬	6月下旬	結果通知日以降	
第2回	6月末日	9月初旬	9月下旬	結果通知日以降	
第3回	11月末日	3月初旬	4月下旬	結果通知日以降	

大型補正予算に係る工事発注等で臨時に特別調査が必要となった場合は、上表とは別に物価調査機関に委託できるものとする。この場合、部長は、依頼時期等を定め、農林水産事務所長（本庁にあっては事業担当課長）に調査の実施を通知する。

三 その他

上記調査時期以外に特別調査が必要となった場合は、農林水産事務所長は物価調査機関に委託できるものとする。

なお、工程上等の理由により、やむを得ず特別調査ができない場合は、個別見積単価を使用することができる。その場合は、本庁担当課と協議し、理由を明確にしておくとともに、見積結果の妥当性を充分検討しなければならない。

（設計単価の区分）

第3条 設計単価のうち、地域ごとに定める単価（以下、「地区資材単価」という。）は、原則として施工カ所が属する市町村の地区資材単価を適用する。ただし、地区資材単価をそのまま適用することが著しく適正を欠く恐れのある場合は、充分検討の上、隣接地域の設計単価を適用することができるものとする。

なお、その場合は事前に本庁担当課と協議しなければならない。

【削除】

(設計単価の制定時期)

第4条 設計単価は、毎年6月に行った調査に基づいて価格を決定し、7月1日を適用日として制定する。

(設計単価の改定)

第5条 要領第5条2にいう設計単価の改定が必要と判断される場合とは、各月1日時点で、資材単価等が変動する場合とする。

(決裁)

第6条 要領第8条により個別見積単価を決定する場合、見積徴収課内決裁により見積り依頼先及び単価の決定を行うものとする。

(消費税)

第7条 特別の場合を除き、要領に基づいて使用する材料等の単価は、消費税額を含まない単価とする。

(附則)

この運用は、平成15年4月1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成17年7月1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成18年7月1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成19年7月1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成26年7月1日から実施する。

ただし、平成26年度の設計単価は平成26年3月に行った調査に基づき決定する。

(附則)

この運用は、平成28年7月1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成28年10月1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成29年9月1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成30年11月1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成31年4月1日から実施する。